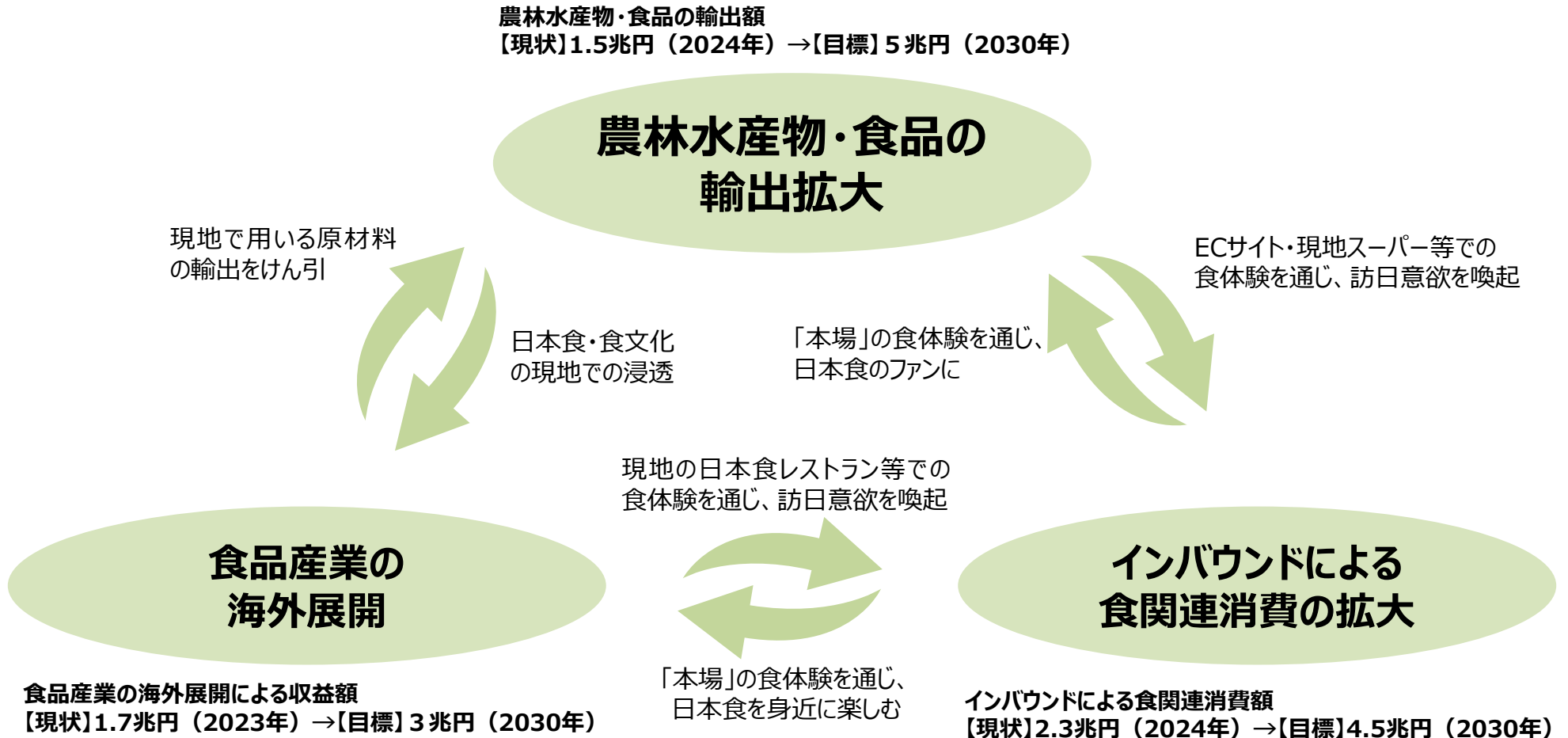


輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化

- 農林水産物・食品の輸出拡大を加速すると共に、食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大を連携して推進
- これらの相乗効果を通じて、農林水産業・食品産業の「海外から稼ぐ力」を強化（地域の活性化に貢献）



農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

- 人口減少に伴う国内需要の減少が見込まれる中、生産基盤を強化し、食料安全保障を確保するため、成長する**海外の食市場**を取りこむことが重要。
- このため、**農林水産物・食品の輸出拡大**に加え、**食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大**に向けた施策を強化し、輸出拡大との相乗効果を通じて**海外から稼ぐ力**を強化するための戦略を策定（令和7年5月最終改訂）

1. 農林水産物・食品の輸出拡大（2030年5兆円）

①日本の強みを最大限に発揮するための取組

- 海外で評価される強みがある31の**輸出重点品目、ターゲット国・地域**について**輸出目標を設定**
- **新市場の開拓、輸出先の多角化**
- 地理的表示（GI）やコンテンツの活用により、**高付加価値化**
- **優良品種を守り、新品種を育成・普及を進めるための法制度を検討**

②マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- **マーケットインの発想※**に基づき低コストの生産等ができる**大規模輸出産地**の育成・展開
- 国内から現地まで一貫してつなぐ**戦略的なサプライチェーン**を構築し、横展開

〔※ 海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格・認証）の産品を専門的・継続的に生産販売しようとするもの。〕

③政府一体となった輸出の障害の克服

- 輸出先国・地域における**輸入規制の撤廃・緩和**に向けて政府一体となった協議を実施
- 我が国の強みである、優れた品種や技術、特有の食文化等の**知的財産を守り「稼ぎ」に変えるための知的財産対策の強化**

2. 食品産業の海外展開（2030年3兆円）

- 海外現地の**専門家**による規制や税務対応の支援、**コールドチェーン構築の推進**

3. インバウンドによる食関連消費の拡大（2030年4.5兆円）

- 地域の食材や歴史・文化を**ストーリー**にして**旅マエ・旅ナカ・旅アト**で効果的に外国人にアプローチ

輸出重点品目（31品目）の選定

- 海外で評価される日本の強みを有し、輸出拡大余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な31品目を輸出重点品目に選定。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
牛肉	和牛として世界中で認められ、人気が高く、引き続き輸出の伸びに期待。
豚肉、鶏肉	とんかつ、焼き鳥など日本の食文化とあわせて海外の日本ファンにアピールすることで、今後の輸出の伸びに期待。
鶏卵	半熟たまごが浸透し、生食できる卵としての品質が評価され、更なる輸出の伸びに期待。
牛乳乳製品	香港や台湾で品質が高評価。アジアを中心に輸出に期待。
果樹(りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、なし)、野菜(いちご)	甘くて美味しい食味や外観の良さなど高品質である日本産果実は、アジアを中心に需要が拡大。
野菜(かんしょ・かんしょ加工品、ながいも、たまねぎ等)	日本産のかんしょは甘みが強く、スイーツとしての食べ方の広がりにより、需要が拡大。日本産野菜は、品質の良さからアジアを中心に需要が拡大。
米・バックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品	冷めても美味しい等の日本産米は寿司やおにぎり等に向き、日本食の普及とともに拡大が可能。
茶	日本の緑茶の製法は独自の発展を遂げ高い品質。健康志向や日本食への関心の高まりを背景に輸出拡大。
切り花	外国にはない品種に強み。輸出の伸び率が高い。
清涼飲料水	緑茶飲料など日本の味が人気となり、伸び率が高い。
菓子	日本独自の発展を遂げ、他国にはない独創性。バラエティ豊かな商品とコンテンツの普及とともに海外で人気。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
ソース混合調味料	カレールウなど日本食の普及とともに日本を代表する味に成長。
味噌・醤油	日本が誇る発酵食品。和食文化の浸透とともに欧米・アジア地域で人気も上昇。
清酒(日本酒)	「S A K E」は日本食のみならず各国の料理に合う食中酒等として世界中で認知が拡大中。
ウイスキー	日本産品の品質が世界中でブランドとして定着。
本格焼酎・泡盛	原料の特徴を残すユニークな蒸留酒としての評価があり、今後の輸出拡大に期待。
製材	スギやヒノキは、日本式木造建築だけでなく香りの癒しの効果も人気で、今後の輸出の伸びに期待。
合板	合板の加工・利用技術は、日本の得意分野。日本式木造建築とともに、今後の輸出の伸びに期待。
ぶり	脂がのっている日本独自の魚種。近年、米国等への輸出額が増加。
たい	縁起のよい赤色は中華圏でも好まれる。活魚輸出の増加に期待。
ホタテ貝・ホタテ貝加工品	高品質な日本産ホタテ貝は世界で高く評価。水産物では輸出額ナンバーワン。
牡蠣・牡蠣加工品	身が厚く濃厚な味わいが特徴、アジアでは日本産牡蠣が浸透。今後は生食用の需要が高い欧米などへの販路拡大にも期待。
真珠	真珠養殖は日本発祥。日本の生産・加工技術が国際的に高評価。
錦鯉	日本文化の象徴としてアジア、欧州を中心に海外で人気。

認定農林水産物・食品輸出促進団体（認定品目団体）

- 輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、国が輸出促進法に基づき「認定農林水産物・食品輸出促進団体」（認定品目団体）として認定する制度を令和4年10月より開始。
- 認定品目団体は、個々の産地・事業者では取り組み難い、非競争分野の輸出促進活動（市場調査、ジャパンブランドによる共同プロモーション）を行い業界全体の輸出を拡大。

認定制度

農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）

農林水産物・食品の輸出促進業務に、品目の生産から販売までの幅広い関係者が緊密に連携しオールジャパンで取り組む法人。

【必須業務】

- 輸出先国の市場・輸入条件（規制）等の調査・研究
- 商談会への参加、広報宣伝等による需要開拓
- 輸出に関する事業者への情報提供・助言



商談会

【任意業務】

- 輸出促進に必要な包材・品質等の規格の策定
- 輸出の取り組みを行う事業者から拠出金を収受し、輸出促進の環境整備に充てる仕組みづくり（任意のチェックオフ）

認定申請



輸出促進法※第43条に基づき認定

主務大臣

（農林水産大臣・財務大臣（酒類のみ））

※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

認定団体に向けた支援

認定団体は、法律により①～④の特例や援助が得られるとともに、品目団体輸出力強化支援事業等で優先的に採択。

- ① 中小企業信用保険法の特例、② 食流機構による債務保証、③ FAMICによる協力、④ JETROの援助

認定状況

◆ 令和4年10月の制度開始後、28品目15団体を認定。

認定団体名	対象とする輸出重点品目
（一社）全日本菓子輸出促進協議会	菓子
（一社）日本木材輸出振興協会	製材、合板
（一社）日本真珠振興会	真珠
日本酒造組合中央会	清酒（日本酒）、本格焼酎・泡盛
（一社）全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会	米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品
（一社）全国花き輸出拡大協議会	切り花
（一社）日本青果物輸出促進協議会	青果物 8 品目※1
（公社）日本茶業中央会	茶
（一社）全日本錦鯉振興会	錦鯉
全国醤油工業協同組合連合会	醤油
全国味噌工業協同組合連合会	味噌
（一社）日本ほたて貝輸出振興協会	ホタテ貝・ホタテ貝加工品
（一社）日本養殖魚類輸出推進協会	ぶり、たい
（一社）日本畜産物輸出促進協会	畜産物 5 品目※2
全日本カレー工業協同組合	ソース混合調味料のうちカレールウ及びカレー調製品

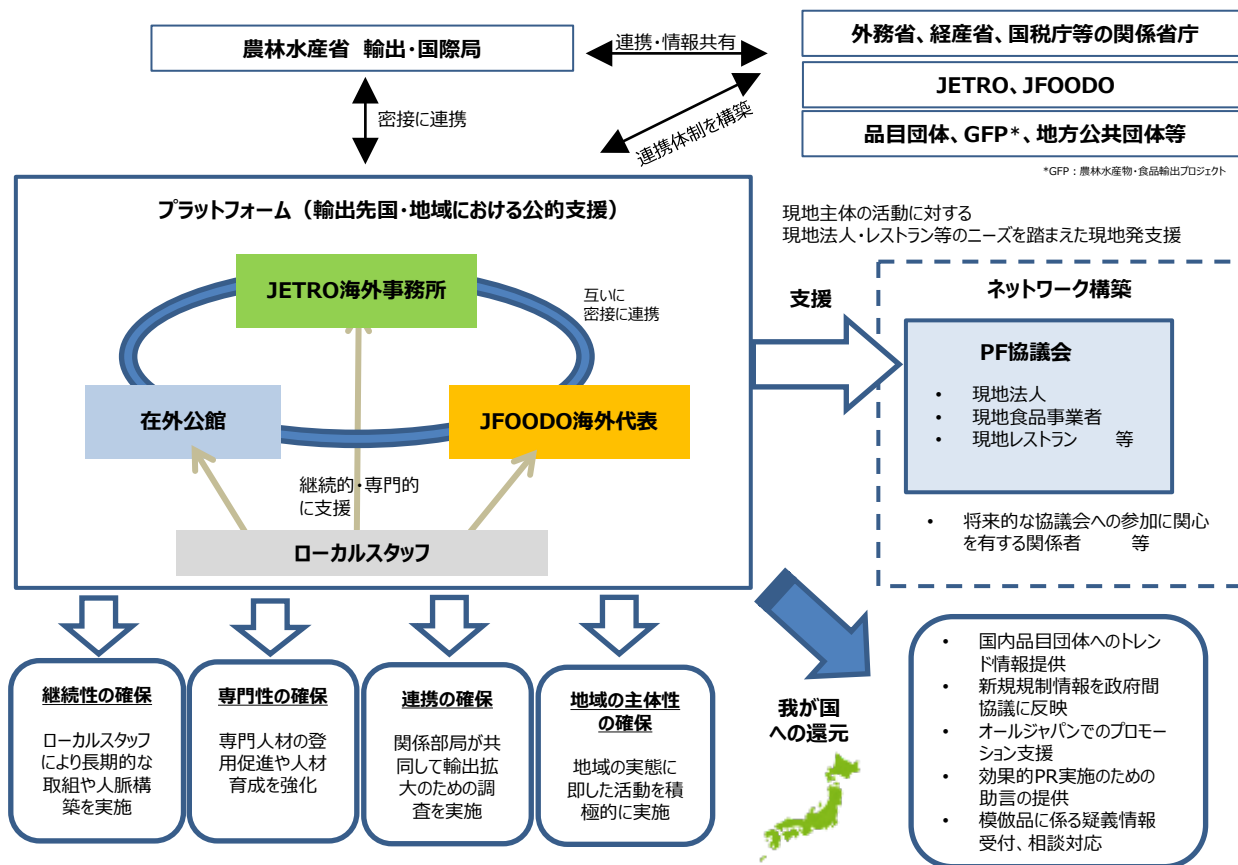
※1 りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、なし、いちご、かんしょ・かんしょ加工品、ながいも、たまねぎ等

※2 牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品

輸出支援プラットフォーム

- **輸出支援プラットフォーム**は、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、マーケットイン・マーケットメイクの輸出を進めるため、**輸出先国・地域において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援**するため設立。都道府県、品目団体等との連携も強化。
在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員が主な構成員。
- 2022年4月の米国をはじめとして、EU、タイ等の**10カ国・地域（16拠点）**において立ち上げ済。

輸出支援プラットフォーム（PF）のイメージ



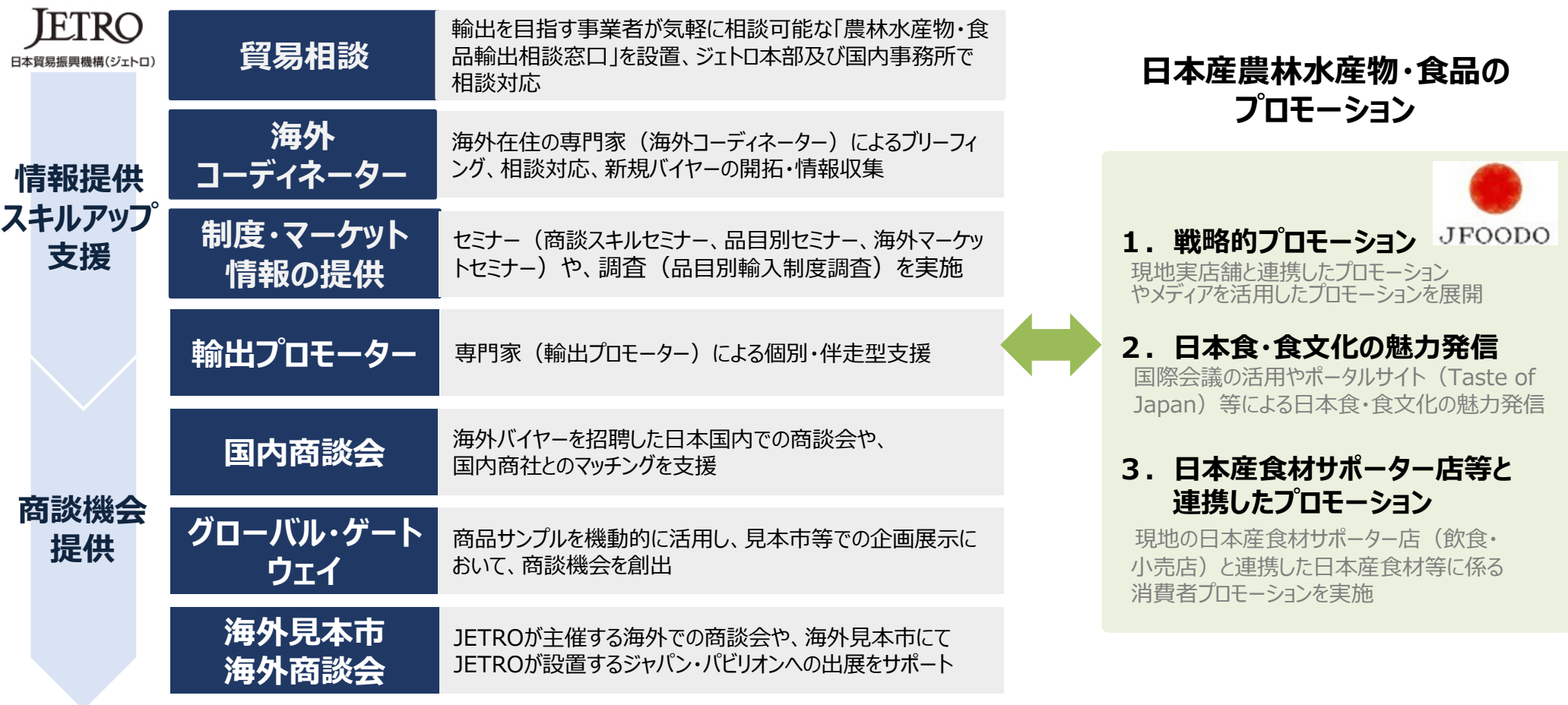
プラットフォーム設置国・地域

設置国・地域	拠点設置都市
米国	ロサンゼルス
	ニューヨーク
	ヒューストン
タイ	バンコク
シンガポール	シンガポール
EU	パリ
	ブリュッセル
ベトナム	ホーチミン
香港	香港
中国	北京
	上海
	広州
	成都
台湾	台北
マレーシア	クアラルンプール
UAE	ドバイ



JETRO・JFOODOの取組概要

- JETROでは、セミナーや相談対応を通じた情報提供・スキルアップ支援、海外見本市や国内外商談会を通じた商談機会の提供など、輸出に取り組む国内事業者への総合的な支援を実施。
- JFOODOでは、海外における日本産農林水産物・食品のブランド構築に向け、消費者向けプロモーションや日本食・食文化の魅力発信を実施。



JETROによる農林水産物・食品の輸出促進の取組 情報提供・スキルアップ支援

- 輸出セミナーの開催、制度・マーケット情報の提供、相談対応、専門家による個別支援等を実施。

輸出セミナーの開催



輸出を目指す事業者を対象とした、商談スキル向上、最新の海外マーケットやトレンド、品目別での輸出先国の規制や輸出を進めるためのポイント等、テーマ・内容に応じた輸出セミナーを開催。

輸出プロモーターによる個別支援



制度・マーケット情報の提供



農林水産物・食品の輸出支援ポータル

<https://www.jetro.go.jp/agriportal.html>

輸出先各国の制度及び市場情報等について調査し、JETROポータルサイトで情報を提供。

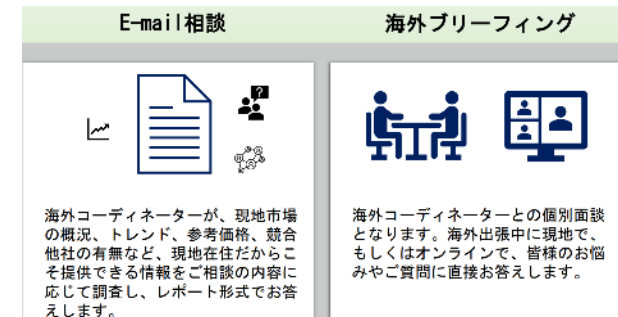
相談対応

■ 農林水産物・食品輸出相談窓口

輸出を目指す事業者が気軽に相談可能な「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内・海外に設置。



■ 海外コーディネーターによる輸出支援相談



JETROが海外に配置する農林水産物・食品分野の専門家（海外コーディネーター）が、Eメール相談、ブリーフィングを無料で実施。

JETROによる農林水産物・食品の輸出促進の取組 商談機会提供

- 海外見本市への出展支援、国内・海外での商談会開催、国内商社との商談会開催、商品サンプルを活用したビジネスマッチング支援等を実施。

海外見本市出展・海外商談会開催



JETROが主催・参加する海外見本市のジャパン・パビリオンへの出展サポート（出展企業・団体を公募）

※一部出展経費をジェトロが補助（見本市により補助対象・補助率が異なります）

日本産食品グローバル・ゲートウェイ事業



海外現地に商品サンプルをストックする拠点を設置し、見本市等での企画展示において、商品サンプルを機動的に活用することにより、テストマーケティングや商談組成を支援。

国内商談会開催



国内で開催される主要な食品見本市等に合わせて、ジェトロで発掘した海外バイヤーを招聘し、国内事業者との商談会を開催。

商社マッチング開催



日本産農林水産物・食品の輸出を行う国内商社との商談会を国内各地で開催。国内納品、日本円決済など、国内取引に近い形で輸出が可能。

(参考) JETROによる直近の取組例

海外見本市

『THAIFEX』

《実施エリア》タイ・バンコク

《期間》2025年
5月27～31日

《取組内容》

東南アジア最大級の総合食品見本市「THAIFEX 2025」※にジェトロは「ジャパンパビリオン」を設置し、37社・7団体の出展企業を支援した。出展者からは「タイだけではなく、周辺諸国や中東、北米、欧州のバイヤーとも商談ができた」など、成果を実感する声が多く聞かれた。

※ 57カ国・地域から3,231社・団体が出展し、来場者数は約14万人。



日本産食品グローバル・ゲートウェイ事業

『FOOD WEEK 2024』

《実施エリア》

韓国・ソウル

《期間》2024年
11月20～23日

《取組内容》

韓国最大級の食品展示会「FOOD WEEK」※にジェトロは日本企業62社の食品104品目を収集・展示し、韓国のバイヤーに向けた試食・サンプリングを通じて紹介した。バイヤーが関心を持った商品は、その場で日本のサプライヤーとオンライン商談へとつながる例もあった。ジェトロでは、ブースを訪れたバイヤーに対して、今後の商談開始や継続した取引に向けたフォローアップを行う。
※ 31カ国から1,054社が出展し、来場者数は約5万5千人。



輸出プロモーター

『カバヤ食品株式会社』

《実施エリア》

岡山県

《支援期間》

2021年度～2023年度

《取組内容》

ジェトロの輸出プロモーター（専門家）が、輸出戦略の再構築を支援。定期的な戦略面談を通じて、並行品との差別化を図る販売戦略を構築し、各国の市場ニーズに柔軟かつ速やかに対応したPB商品の開発と配荷拡大が期待されるコンビニエンスストアへの導入を推進した。さらに、積極的な海外展示会や個別商談への参加が奏功し、支援開始時と比較して輸出月額は約4倍に拡大した。



Seoul Foodにて現地Distributor・コンビニエンスストアバイヤーと、カバヤ食品社員、輸出プロモーター

国内商談会(バイヤー招聘)

『ジェトロ食品輸出商談会 at FOOD EX JAPAN / in 四国』

《実施エリア》東京ビッグサイト

《期間》2025年3月9～14日

《取組内容》

ジェトロは、アジア最大級の食品・飲料専門展示会「FOODEX JAPAN」の機会を利用し、14カ国15名の海外バイヤーを招聘し、日本企業約170社との商談会を開催。海外バイヤーが自身の関心に沿って自由に商談できるよう、通訳や商談同行などの支援も行った。参加バイヤーのうち8社は東京での商談会の前に、香川県も訪問し、四国地方の食品事業者との商談会や企業訪問も行った。



日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）の概要

- ・ 農林水産業・地域の活力創造プラン（平成28年11月改訂）を踏まえ、平成29年4月に日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO ジェイフード）をJETRO内に創設。
- ・ SNSや動画等のデジタル広告、PRイベントの開催等現地でのプロモーションを実施。

組織体制

【センター長】 小林栄三（伊藤忠商事株式会社前会長・現名誉理事）
【執行役】 中山 勇 プロモーション担当執行役（COO）
北川浩伸 経営管理/広報・渉外担当執行役（CAO）
【スタッフ】 本部：42名（センター長、執行役含む）
海外駐在員：6名（ロンドン、パリ、香港、シンガポール、LA）
ほか、海外（7箇所）にフィールドマーケターを配置予定 <2025年7月1日現在>



プロモーション内容

動画コンテンツ制作・メディア活用

コンセプト訴求動画
（和牛・米国）



ブランドイメージ訴求動画
（水産物・全世界）



プロモーションコンセプトやブランドイメージを訴求するための動画コンテンツを制作し、SNSでの発信やインフルエンサー等による拡散を実施。各国での認知や、喫食意向を向上。

現地実店舗PR

著名バーテンダーを招いた
焼酎のポップアップイベント



現地飲食店と連携した
キャンペーン



日本食材に関わる生産のこだわりのストーリーを現地実店舗で直接魅力的に伝え、喫食意向を向上させ、海外での消費増に繋げる。

PRセミナー

日本茶と食事のペアリン
グメニューの体験セミナー



日本産食材・日本酒の
ペアリングの魅力を伝える
セミナー



現地飲食店を起点として、食材とのペアリングの魅力を伝えるセミナーを実施。日本産食材の魅力を発信し、取扱い意向を向上。

JFOODOによる戦略的プロモーションの取組

- 引き続き海外市場分析に基づく戦略的プロモーションを継続するとともに、品目団体との連携した取組等を強化し、海外現地における日本産農林水産物・食品のさらなる消費拡大に取り組む。

日本和牛

実施エリア
米国、欧州



取組内容

「一過性に終わらない、継続的な日本和牛消費の維持・拡大」を目指し、ウェブサイト・SNS・動画を中心とした情報発信、店舗キャンペーンなどを通じ、現地の状況やニーズに即した施策を展開。日本畜産物輸出促進協会と連携し現地レストランで新メニュー開発を行い、新規顧客獲得/売上増加といった相乗効果が得た。

水産物（ホタテ、ブリ、タイ）

実施エリア
台湾、香港、米国

JAPANESE
SEAFOOD

取組内容

“JAPANESE SEAFOOD”ブランドを冠して各魚種を訴求する。また、各市場のターゲットの生活様式や行動様式に合わせて、SNSやウェブサイトを通じた情報発信、現地消費者の嗜好に合った喫食方法の提案、外食店舗でのキャンペーン等を通じて各水産物の認知拡大、理解促進、喫食意向向上を図る。

日本茶

実施エリア
米国、欧州



フォロワー数
約2.6倍
(4.8万人)

取組内容

アルコールを少量しか飲まない若しくはあえて飲まない人が増えている中、テアニンが豊富な抹茶を中心とした日本茶を「マインドフルネス・ビバレッジ」として位置付け。日本茶独自の強みをダイレクトに訴求するとともに、事業者取材動画やギブアウェイなど多岐に渡るコンテンツを展開、情報波及・交流を促すことでファンコミュニティの拡大図った。

日本産酒類

実施エリア
＜日本酒＞ 米国、中国、香港等
＜本格焼酎＞ 米国



取組内容

＜日本酒＞ 和食店以外で飲用されるオケージョンを創出するため、日本酒の持つうま味を増幅させる科学的根拠を持った強みや、日本産ならではの価値・多様性を訴求し、世界で広く飲用される食中酒となることを目指す。
＜本格焼酎＞ 世界の蒸留酒のトレンドがBarから発信されることに着目し、日本の自然やクラフトマンシップを体現する本格焼酎・泡盛を、「原材料の風味が豊かで、バーで楽しむことができる新しいタイプの蒸留酒」として消費者に訴求する。

品目横断

実施エリア
米国等



取組内容

様々な日本産食品をプロモーションしているJFOODOならではの取組として、日本産食品全体の価値向上を目的に、複数品目を組み合わせる付加価値を生み出す品目横断プロモーションを実施する。

(参考) JFOODOによる直近の取組例

メディアを活用したブランディング広告

『CNN』

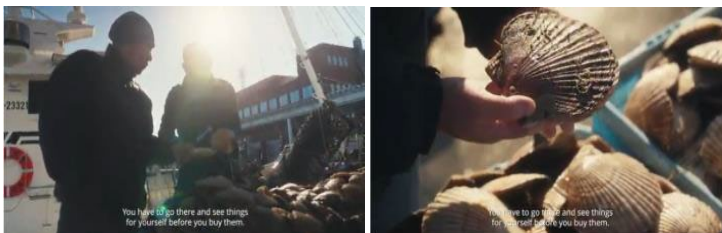
《実施エリア》

米国

《期間》

令和6年12月～1月

《取組内容》



米国を中心に日本産水産物（ホタテ）の特長である、美味しさ、サステナブル、栄養素の高さなどの魅力を消費者らに訴求する取組の一環として、米国や世界のニュース、政治、健康、エンターテインメントなど、さまざまなトピックについて、速報、詳細な報道を提供するグローバルメディアである「CNN」を活用し、ブランディング広告（テレビ、WEB・デジタル、航空機インフライト）を配信。米国のみならず全世界に対して同様の放映や取組を実施。

国際会議等を活用したプロモーション

『ダボス会議に合わせたサイドイベント・ジャパンナイト2025』



《実施エリア》

スイス

《期間》

令和7年1月22日

《取組内容》

ダボスで開催された世界経済フォーラムの年次総会「ダボス会議」のサイドイベントとして開催されたサイドイベントにて、料理の提供を通じて、参加した現地の政財界要人、観光・食関連事業者、メディア関係者等約220名に対し、日本食・食文化の魅力を発信。

SNS・ECサイトの活用

『インスタグラム・Amazon』

《実施エリア》

米国

《取組内容》



<https://www.instagram.com/justteayourself/>

<https://www.amazon.com/japaneseegreentea>

すでにある程度認知のある抹茶をコミュニケーションの全面に立て、「日本茶＝マインドフルネス・ビバレッジ」というコンセプトをもとに、米国のミレニアル世代及び健康志向が高い層へストーリー性や日本産のUSP（テアニンリッチ）を訴求。消費者自身が積極的に情報を拡散・波及させるために、インスタグラムのアカウントを開設し、フォロワーの反応を見ながら工夫して情報発信をすることで4.8万人のフォロワーを獲得。プロモーションサイトやECサイトに誘導して、商品購入に繋がった。

ポータルサイトによる情報発信

『Taste of Japan』



《取組内容》

海外現地の日本食・食文化のトレンド情報の紹介等、海外消費者に対し、日本食・食文化の魅力を伝える記事を英語・簡体中文・繁体中文・仏語の4か国語で制作・発信（週1投稿）。SNS（Facebook、Instagram）による情報発信も行い、令和6年度は約30本の記事掲載及び約90のSNS投稿を実施。記事のプレビュー数は160万回超、SNSのフォロワーは約1万人超を達成。

日本産食材サポーター店の活動例

- 世界各国のサポーター店において、ロゴマークをメニューに入れたり、サポーター店認定証を店頭に展示したりするなど、顧客に対して積極的に日本産食材の利用をPR。
- JETRO・JFOODOがサポーター店と連携して実施する日本産食材のプロモーションを支援。

Matchashop（ドイツ・ベルリン）

- 認定団体：JETRO
- 認定日付：2019年2月14日
- 店舗概要
- 日本各地の生産者から届く100種類以上の抹茶と、100種類近い緑茶を取り揃えたベルリンで人気の茶専門店。オンラインショップも運営している。
- SNS等を活用し、日本産抹茶や緑茶の魅力や、様々なシチュエーションでの楽しみ方を提案し幅広く発信している。



聘珍樓（ヘイチンロウ）（中国・香港）

- 認定団体：JETRO
- 認定日付：2017年9月19日
- 店舗概要
- 料理長の廖偉成（リャーウェイチン）氏は、日本産食材の安定した品質の高さ等の優位性を感じ積極的に日本産食材を調達。例えば、青森県産のシラウオ、三陸産のアワビ、岩手県産の活ホタテ、香川県産の黒胡麻ソース等を輸入している。
- ロゴマーク等でサポーター店のPRを実施し、顧客から料理と品質の信頼を獲得。



Tatsuya（シンガポール）

- 認定団体：JETRO
- 認定日付：2022年9月28日
- 店舗概要
- 歴史ある「グッドウッドパークホテル」内にある人気レストラン。店内にはロゴマークを掲示し日本産食材の利用をPR。
- オーナーシェフのロニー・チュア氏はシンガポールの寿司文化を牽引、豊洲市場から空輸で届く四季折々に育まれた多様な旬の日本産食材をふんだんに使い、寿司をはじめとする日本料理を提供している。



MITSUKOSHI FRESH（フィリピン）

- 認定団体：JETRO
- 認定日付：2022年11月18日
- 店舗概要
- 東南アジア初出店、フィリピンの人気エリアに構え、誰もが気軽に日本産の商品に触れられ、美食巡りができる心地よい空間を提供している。
- 老舗百貨店に訪れる世界の「いいもの」を知る人々に、安心、安全、高品質な日本の「いいもの」を、現地の消費者ニーズに寄り添いながら販売している。



日本産食材サポーター店認定制度について

- 農林水産物・食品の海外需要を拡大し輸出促進を図るため、日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店を、民間団体等が「**日本産食材サポーター店**」として認定する制度を平成28年4月から開始。
- 認定された飲食店や小売店は、日本産食材サポーター店認定ロゴマークや認定証の使用を通じ、日本産食材の持つ魅力や特長、ブランドを効果的にPRできるほか、JFOODOが実施する日本産食材のプロモーションイベントに参加することが可能。

認定制度

農林水産省

【サポーター店認定に関するガイドラインの策定・提示】

○認定要件

飲食店の場合：

- ・日本産食材を使用した料理や、日本産酒類の**常時提供**
- ・メニュー等において、日本産である旨を**表示**
- ・日本産食材・酒類の**魅力や特長のPR**

小売店の場合：

- ・日本産食材・酒類の**常時販売**
- ・商品棚に、日本産である旨を**表示**
- ・日本産食材・酒類の**魅力や特長のPR**



日本産食材サポーター店
認定ロゴマーク

ガイドラインの提示

届出

運用・管理団体（民間団体1社及びJETRO）

認定団体になるための申請

認定団体としての認定

認定団体

（流通事業者等 11か国19団体）

サポーター店
認定申請

サポーター店
認定

サポーター店
認定申請

サポーター店認定・
定期的な支援

海外の飲食店・小売店

（令和7年6月30日時点サポーター店舗数：約5,000店）

サポーター店と連携したプロモーション

【令和6年度実績】



○現地グルメイベントへの出店（米国 シカゴ）

＜実施内容＞

- ・食にこだわりをもつ消費者が集まるグルメイベントにおいて、JETROブース内に日本産食材サポーター店が複数出店し、日本産ホタテや和牛を使ったメニューを提供。



○タイ北部等を中心とした大規模プロモーション（タイ）

＜実施内容＞

- ・タイ北部・東北部を中心に、日本産食材サポーター店49店舗で日本産食品を販売・PRするキャンペーンを実施。現地インフルエンサーやSNSを活用し、現地の消費者向けに魅力を発信。



○日本酒と中華料理のペアリング料理の提供（上海他）

＜実施内容＞

- ・上海を含む華東地域、成都、深圳の中華レストランなど13箇所での日本酒ペアリングイベントを実施し、中華レストランでの日本酒の認知度向上を目指すとともに、中華レストランで日本酒を飲むという新たな様式を SNS 等を用い広く発信。

ブランド化等による高付加価値化①（G I の更なる活用促進）

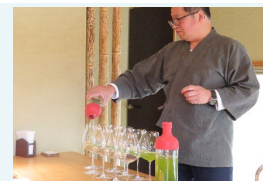
- 地理的表示（G I）製品は、地域に根差した特性を有する我が国ならではの製品
- G I 法施行後10年を迎え、国内軸足のG I 普及から、インバウンド増加等を効果的に活用した、海外への普及・ブランド化へと取組を進展させ、食関連消費の拡大、輸出拡大を図る。また、G I 制度による名称・ブランド保護を通じた輸出環境の整備に向け、制度のあり方も含め検討を進める

製品のブランド価値を「高める」 — 需要者への魅力訴求

課 題	当面（令和7年～）の対応	中期的対応
■ 我が国GIの価値向上に向け、国内だけでなく、海外においても認知を高める必要 ➢ インバウンド客をターゲットに外国人の認知向上に向け、GI産品を核として地域の魅力訴求を推進 ➢ 中期的には、海外市場において我が国GIを目にする機会の増大	プロモーション【旅マエ】 ・ 外国人向けインバウンド情報サイト・雑誌において、我が国GIプロモーションを強化 観光コンテンツ化【旅ナカ】 ・ GI産品の観光コンテンツ化に向け、観光庁等と連携し、地域のDMO等との連携のほか、「語り部」育成、広報資材の作成等を支援	海外市場の消費拡大【旅アト】 ・ 旅ナカを経験したファンの旅アトへの訴求に向け、海外現地のECサイト・小売・外食における取扱拡大 ・ 輸出産品へのGIマーク貼付を推進し、海外市場における認知向上

製品のブランド価値を「守る」 — 模倣品対策

課 題	当面（令和7年～）の対応	中期的対応
■ GI等を活用し模倣品を排除していく必要 ➢ 当面、著名産品の掘起しと、外国におけるGI・商標の活用を推進 ➢ 中期的には、輸出産品のGI登録の推進と、GI相互保護国の拡大	事前対策支援 ・ 産地の知財保護戦略の策定と実践を伴走支援 ・ サポートデスクによるGI申請支援 ・ 海外におけるGI・商標等の権利取得支援 事後対応支援 ・ 専門家によるコンサル、警告・訴訟等の支援 ・ 特許庁、輸出支援プラットフォームと連携した現地当局への働き掛け	・ 現行GI制度の下では登録困難（生産者の合意形成が困難）な産品が登録可能となるスキームを検討 ・ GI相互保護国の拡大による模倣品対策の充実



茶房でのGI八女伝統本玉露のペアリング体験

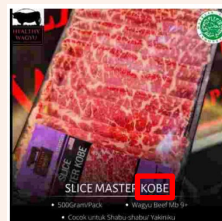


クルーズトレインなつ星でのGIくにさき七島蘭表の体験



日本滞在中に地域の食を体験

↓
帰国後も関心購入意欲喚起



アメリカ合衆国を生産地とするKOBÉ BEEF（海外ECサイトで発見）

ブランド化等による高付加価値化②（コンテンツ、伝統的酒造り）

- 日本食・食文化の魅力を対外的に効果的に伝え、ブランド価値向上につなげるため、
 - ① 日本の食の魅力を高める**コンテンツ（食・旅の番組）**の海外での**配信拡大**や、日本の**アニメと食の組み合わせ**による日本食・食文化の海外発信を促進
 - ② 「**伝統的酒造り**」のユネスコ無形文化遺産登録も追い風とした日本産酒類のPRを推進

①コンテンツを有効活用した海外需要の獲得（経産省と連携）

海外での食関連コンテンツの配信拡大

- ・ FAST（広告付き無料ストリーミングTV）内に開設する**日本食チャンネル**の普及を支援
FAST…Free Ad-supported Streaming Television

【チャンネル開設イメージ】

既存のFAST内に、日本食チャンネルを創設

Food & Home



日本食チャンネル

全国各地のグルメ番組や話題の食ドラマなどを集め、オールジャパンで日本食の魅力を海外へ発信



顕彰の創設

- ・ 既存の顕彰制度と連携し、**日本食・食文化海外普及賞（仮称）**を創設
- ・ セミナーを通じて、食品業界への優良事例（受賞作品）の横展開や食×コンテンツの連携を企画できる人材を育成
- ・ **海外需要創出のため、食品産業がコンテンツを積極的に活用することを促進**



既存の顕彰制度「京都アニメのつくりアワード」
（アニメ等×産業によるプロモーションを表彰）

②「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録も追い風とした日本産酒類のPR

- ・ 2025年3月ドイツで開催された**世界最大級のアルコール飲料見本市「ProWein」**
（65カ国から約4,200社が出展、128カ国から約4万2,000人が来場）に日本酒造組合中央会（11の蔵元）の**ブースを出展**



- ・ 日本酒や焼酎のセミナーや商談の際、**「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録を紹介するパンフレットを用いてPR**

- ・ **インバウンドが多数来客すると期待される2025大阪・関西万博会場内において、「伝統的酒造り」や日本産酒類をPRする国税庁ブースを出展***（2025年6月）

*農林水産省・国税庁・文化庁が協力して行う日本の食・農林水産業の魅力発信イベントの一環



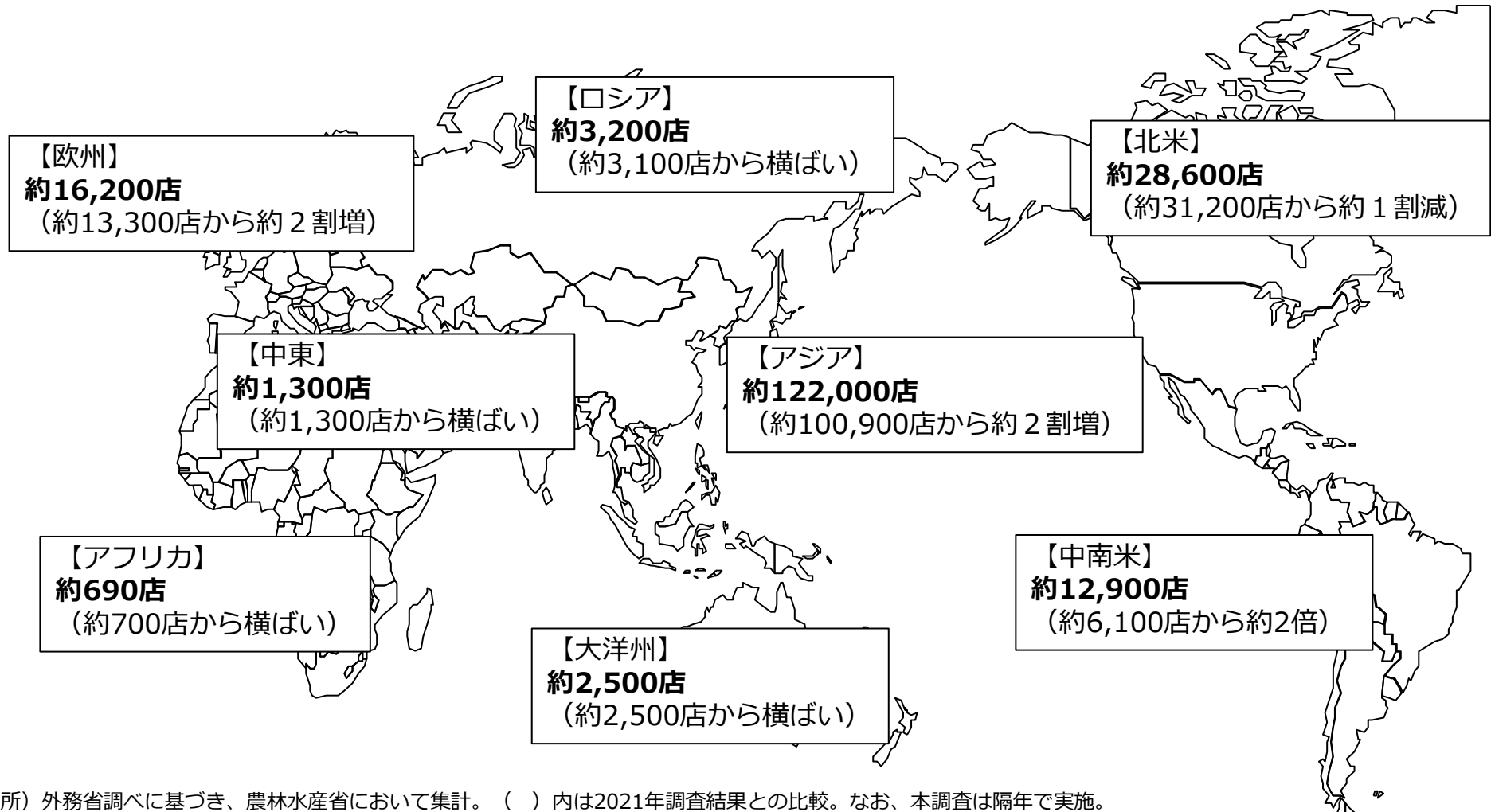
海外における日本食レストランの概数

令和5年10月13日

■ 2023年の海外における日本食レストランは、2021年の約15.9万店から約2割増の約18.7万店。
約2.4万店(2006年)→約5.5万店(2013年)→約8.9万店(2015年)→約11.8万店(2017年)→約15.6万店(2019年)→約15.9万店(2021年)→約18.7万店(2023年)
(7年間で2.3倍) (2年間で1.6倍) (2年間で1.3倍) (2年間で1.3倍) (2年間で微増) (2年間で1.2倍)

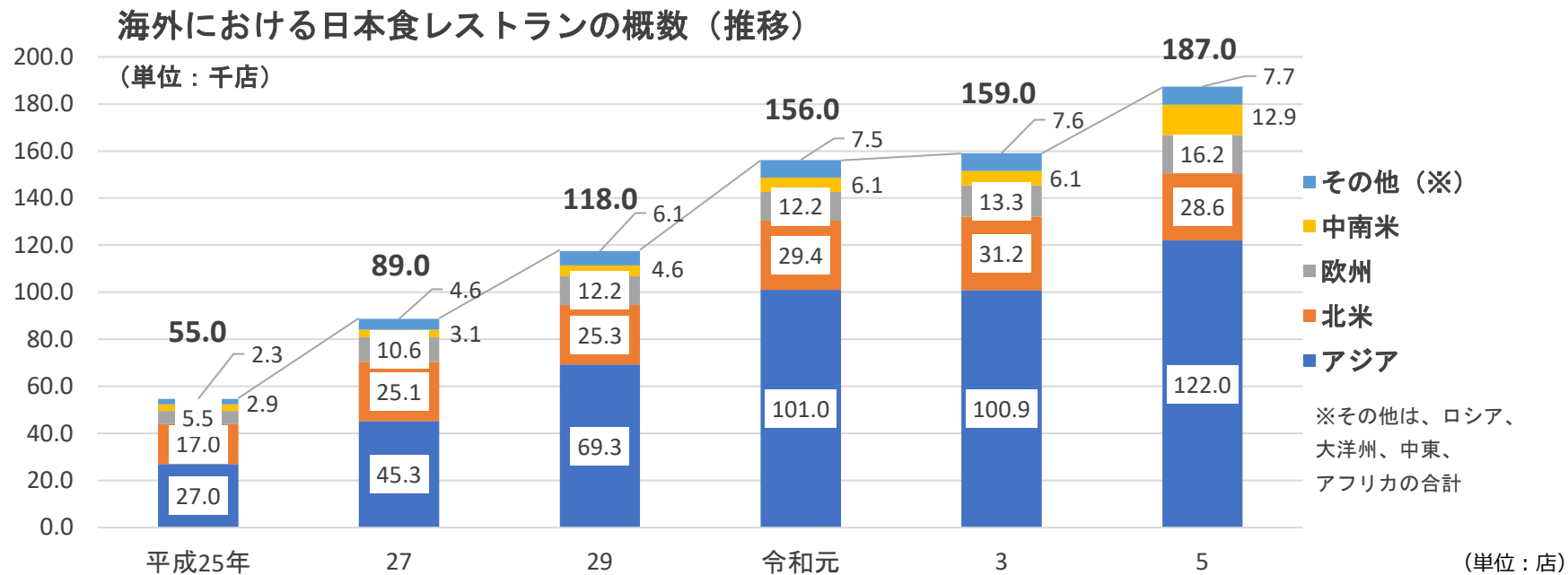
※2013年12月「和食：日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録。

■ 地域別増減は、アジア約2.1万店増、中南米約0.7万店増、欧州約0.3万店増／北米約0.3万店減



(出所) 外務省調べに基づき、農林水産省において集計。() 内は2021年調査結果との比較。なお、本調査は隔年で実施。

海外における日本食レストランの概数（推移）



	アジア	北米	欧州	中南米	ロシア	大洋州	中東	アフリカ	合計
平成25年 （2013）	約27,000	約17,000	約5,500	約2,900	約1,200	約700	約250	約150	約55,000
平成27年 （2015）	約45,300	約25,100	約10,550	約3,100	約1,850	約1,850	約600	約300	約89,000
平成29年 （2017）	約69,300	約25,300	約12,200	約4,600	約2,400	約2,400	約950	約350	約118,000
令和元年 （2019）	約101,000	約29,400	約12,200	約6,100	約2,600	約3,400	約1,000	約500	約156,000
令和3年 （2021）	約100,900	約31,200	約13,300	約6,100	約3,100	約2,500	約1,300	約700	約159,000
令和5年 （2023）	約122,000	約28,600	約16,200	約12,900	約3,200	約2,500	約1,300	約690	約187,000

（出所）「海外における日本食レストラン調査」（平成25年、27年、29年、令和元年、3年、5年）外務省調べに基づき、農林水産省において集計。

本調査は隔年で実施。詳細な国・地域別店舗数については2023年を除き非公表。

海外における日本食・食文化発信の担い手育成

- ・ 輸出拡大に向けた新たな市場の開拓に当たっては、**海外で日本食の提供を担う外国人料理人の日本食・食文化に対する理解を深め、日本産食材を継続的に扱う日本食レストランを増加させることが重要。**
- ・ このため、**日本料理の調理技能認定制度の普及、外国人を対象とした日本食料理人育成のための招へい研修や日本料理コンテストの実施、海外料理学校等での日本食講座開設などを通じ、海外における日本食・食文化発信の担い手となる人材を育成。**

① 日本料理の調理技能認定制度の普及

- ・ 日本料理に関する知識及び調理技能が一定のレベルに達した者を、農林水産省の「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」に沿って民間団体等が認定（約3,000人）
- ・ 講習会、認定試験、制度説明会等の開催支援を通じ、調理技能認定制度の普及拡大を促進し、外国人料理人の日本食文化、日本産食材、衛生管理等に関する知識を向上



(ゴールド) (シルバー) (ブロンズ)

③ 外国人料理人による日本料理コンテスト

- ・ 本格的な日本料理や外国人に親しみのある寿司について、世界中の外国人料理人が調理技術等を競うコンテストの開催を支援
- ・ コンテストの開催と併せて、出場者や開催都市周辺の外国人料理人等を対象としたイベントやセミナーを開催
- ・ 海外メディアと連携し、日本食・食文化及び日本産食材の魅力を広く発信



② 海外日本食料理人育成のための招へい研修

- ・ 民間団体による国内日本料理店等での実践的研修の取組を支援
- ・ 2016年度から、毎年約10名程度を日本に招へいし、累計100名以上が研修を修了
- ・ 研修修了後は、海外の日本食レストラン等で日本産食材を継続的に使用するなど、日本食・食文化の普及に貢献



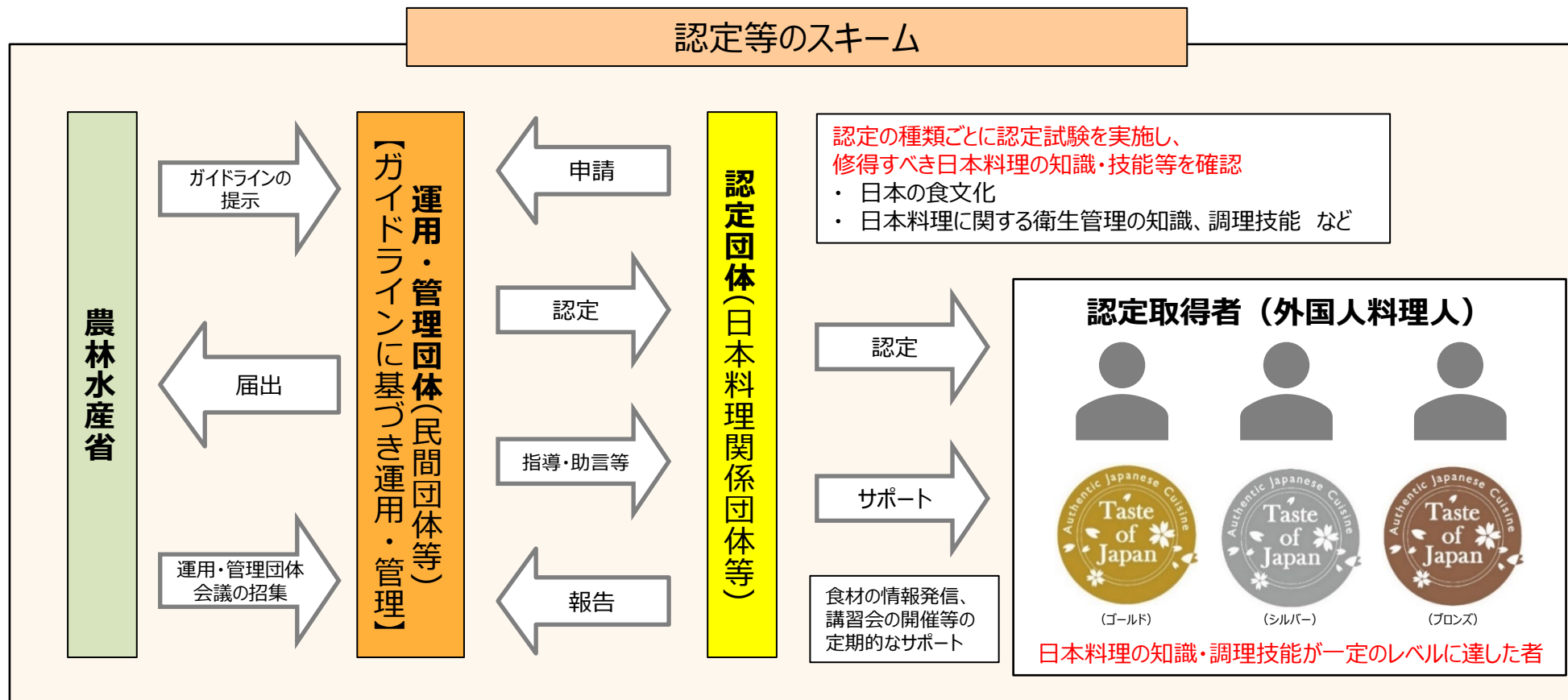
④ 海外料理学校等での日本食指導人材の育成

(2024年度から新たに開始)

- ・ 海外の料理学校等における日本食講座の開設及び日本食の専門知識・技能を有する講師の派遣を支援し、海外において日本食の専門知識・技能を講義・指導できる外国人料理人を育成
- ・ 日本から料理人を派遣するほか、招へい研修修了者である現地料理人を起用する等、効率的かつ効果的に実施

日本料理の調理技能認定制度

- 日本料理に関する適切な知識及び調理技能を有する海外の外国人料理人を育成するため、**海外の外国人料理人のうち、日本料理に関する知識及び調理技能が一定のレベルに達した者を、農林水産省が定めた「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」に沿って民間団体等が認定する制度。**
- ガイドラインの運用・管理は、民間団体等である運用・管理団体が実施。
- **運用・管理団体が認めた認定団体が、海外の外国人料理人のうち日本料理の知識・技能が一定レベルに達した者を認定。**認定の種類は上からゴールド、シルバー、ブロンズの3ランク。



日本料理の調理技能認定制度

- 2016年4月の制度創設以来、合計3,433名（ゴールド25名、シルバー1,202名、ブロンズ2,206名）を認定（2025年3月末現在）。
- 本認定を取得した外国人料理人は、海外における日本食・食文化発信の担い手となっている。

欧州地域	合計	ゴールド	シルバー	ブロンズ
スペイン	64	0	6	58
フランス	65	0	6	59
ポルトガル	50	1	0	49
イタリア	46	0	3	43
ポーランド	36	0	1	35
英国	32	0	4	28
ドイツ	10	0	2	8
オランダ	9	0	0	9
ルーマニア	8	0	1	7
ギリシャ	9	0	0	9
ハンガリー	9	0	1	8
オーストリア	5	0	2	3
スイス	10	0	0	10
ベルギー	6	0	1	5
デンマーク	3	1	1	1
ラトビア	3	1	1	1
クロアチア	5	0	0	5
ノルウェー	4	0	0	4
ロシア	2	0	2	0
ウズベキスタン	2	0	1	1
スロベニア	2	0	1	1
チェコ	2	0	1	1
フィンランド	2	0	1	1
アイルランド	2	0	0	2
スウェーデン	3	0	0	3
ブルガリア	4	0	0	4
リトアニア	2	0	0	2
ウクライナ	1	0	0	1
カザフスタン	1	0	0	1
マルタ	1	0	0	1
合計	398	3	35	360



（ゴールド）



（シルバー）



（ブロンズ）

合計	ゴールド	シルバー	ブロンズ
3,433名	25名	1,202名	2,206名

2025年3月末現在

大洋州地域	合計	ゴールド	シルバー	ブロンズ
オーストラリア	30	0	3	27
ニュージーランド	2	0	0	2
合計	32	0	3	29

中東地域	合計	ゴールド	シルバー	ブロンズ
トルコ	27	0	2	25
サウジアラビア	2	0	1	1
イラン	2	0	0	2
アフガニスタン	1	0	0	1
レバノン	1	0	0	1
合計	33	0	3	30

アフリカ地域	合計	ゴールド	シルバー	ブロンズ
南アフリカ	7	0	1	6
ウガンダ	2	0	0	2
カーボベルデ	2	0	0	2
アンゴラ	1	0	0	1
ザンビア	1	0	0	1
モーリシャス	1	0	0	1
モザンビーク	1	0	0	1
モロッコ	1	0	0	1
合計	16	0	1	15

アジア地域	合計	ゴールド	シルバー	ブロンズ
中国(香港等含む)	1,037	1	341	695
韓国	536	8	435	93
台湾	427	1	161	265
ベトナム	199	3	75	121
マレーシア	68	1	14	53
タイ	73	1	30	42
インドネシア	37	0	24	13
シンガポール	31	0	4	27
フィリピン	36	0	6	30
ネパール	24	0	5	19
モンゴル	19	0	8	11
ミャンマー	19	0	9	10
バングラデシュ	9	1	1	7
インド	16	0	2	14
スリランカ	6	0	1	5
ブータン	1	0	1	0
ブルネイ	1	0	1	0
カンボジア	1	0	0	1
ラオス	1	0	0	1
合計	2,541	16	1,118	1,407

北米地域	合計	ゴールド	シルバー	ブロンズ
米国	228	4	21	203
カナダ	47	2	8	37
合計	275	6	29	240

中南米地域	合計	ゴールド	シルバー	ブロンズ
ブラジル	55	0	7	48
メキシコ	43	0	3	40
チリ	14	0	0	14
パラグアイ	6	0	0	6
アルゼンチン	5	0	1	4
ペルー	3	0	1	2
ベネズエラ	3	0	0	3
コロンビア	2	0	0	2
ボリビア	2	0	0	2
コスタリカ	3	0	1	2
ニカラグア	1	0	0	1
ジャマイカ	1	0	0	1
合計	138	0	13	125

海外日本食料理人育成のための招へい研修

- ・ 海外において日本食・食文化及び日本産品の魅力を発信する先導的役割を担う人材等を育成するため、海外の外国人料理人を日本に招へいし、日本料理の知識、調理技能、おもてなしの精神等を学ぶ研修を実施。
- ・ 2016年度から、毎年約10名程度を日本に招へいしており、累計100名以上が研修を修了。
- ・ 海外の日本食レストラン等で日本産食材を継続的に使用するなど、研修修了後は日本食・食文化の普及に貢献。
- ・ 2024年度は、1週間の集団研修後、受入れ先の日本料理店で5か月間の実務研修を実施を支援。

■研修プログラムへの参加条件（※令和6年度事業の例）

- 日本国籍を有さない外国人のうち、料理学校の卒業生又は日本食レストランでの調理に従事した実務経験者であること
- 年齢：18歳以上～40歳程度
- 日常会話レベル以上の英語又は日本語での会話、読み書きができること
- 本プログラム終了後、自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の品目数又は仕入金額を増加させる意思があること 等

■研修プログラムで学べること

日本食・食文化、衛生管理、調理器具及び包丁の基本的な取扱い、日本料理の基本技術（五法（生（切る）、煮る、焼く、蒸す、揚げる））、出汁とうま味等に関する基礎知識及び技能



日本料理店での研修



集団研修

■過去のプログラム例（2023年度）

※基礎コースと上級コースを設置

基礎コース Eラーニング研修32名(うち優秀者9名を招へい)

- ・ 日本料理コンテスト優勝者2名を加えた計11名を招へい
- ・ 約2週間の招へい研修（集団研修及び日本料理店での個別研修）

上級コース 3名

- ・ 集団研修（約1週間）及び日本料理店での個別研修（約5か月）。
- ・ 研修受入店舗 さかえ寿司、赤坂 菊乃井、赤坂 浅田

■招へい研修修了者の活躍事例



シナン・ダムガジュオール Sinan Damgacioglu（トルコ）
招へい研修 2016年度（1期生）、日本食普及の親善大使

Didem Yalçinkaya氏（2022年の研修生）とトルコ在住の日本食普及の親善大使の堀越俊一氏と共に、ブロンズ認定のための日本料理コースのプログラムを提供する教育機関「Uzakdoğu Mutfak Akademisi」を設立。イスタンブールの料理学校USLA (Usla Uluslararası Servis & Lezzet Akademisi)と連携し、本格的な日本料理コースを開設し、日本食インストラクターとして活動中。2024年に日本食普及の親善大使に任命。

外国人料理人による日本料理コンテスト

- 日本食・食文化や日本産食材の魅力を理解し、普及できる外国人料理人の育成と、こうした人材の活躍を通じた日本食の魅力発信機会の海外における構築を目的として、本格的な日本料理と外国人に親しみのある寿司について、**世界中の外国人料理人が日本料理の調理技術等を競うコンテストの開催を支援。**
- コンテストの開催と併せて、出場者や開催都市周辺の外国人料理人等を対象とした**イベントやセミナーを開催。**
- メディアと連携して、日本食・食文化及び日本産食材の魅力を広く発信。**
- 2024年度は、「WORLD SUSHI CUP® JAPAN 2024」を東京で開催したほか、「日本料理大賞への道」と題した日本料理大賞（日本料理アカデミー主催）の外国人部門予選会をシンガポール、ロンドン、オンラインで開催。

■ WORLD SUSHI CUP® JAPAN 2024 開催概要

＜参加者＞ 22名（11か国・地域）の外国人寿司職人

＜結果＞

総合1位：Vincent Broggi（フランス）

総合2位：Jeremi Seguda（フランス）

総合3位：Alexix Luong（フランス）

■ 日本料理大賞への道 開催概要

＜参加者＞ 28名（14か国）の外国人料理人

＜結果＞

欧州大会優勝者：Cristina Elena Muñoz Fernández（スペイン）

アジア大会優勝者：LE MINH TIEN（ベトナム）

外国人向けオンライン大会優勝者：Jorge Ramos（メキシコ）



競技の様子（左：WORLD SUSHI CUP® JAPAN 2024、右：日本料理大賞への道 アジア大会）

■ 日本料理コンテスト出場後の出場者の活躍事例



アーロン・タン Alon Than（ポーランド）

2015年度 WORLD SUSHI CUP® JAPAN 2015 優勝

ポーランド及びウクライナにおいて、国際すし知識認証協会のアンバサダーとして活躍。大会優勝後はポーランドで、オーナー・創業者として、Alon Omakase、イズミ寿司、カゴ寿司、Kiseki by Alonなど多数日本食レストランを展開。

2020年にはダボス・ジャパンナイトにおいて寿司職人として協力。

2021年には日本食普及の親善大使に任命。



ヤコブ・オラック Jakub Horak（チェコ）

第10回（2022）和食ワールドチャレンジ欧州予選&決勝大会 優勝

2019年度招へい研修修了者

2023年までチェコの日本食レストラン「YAMATO」（日本産食材サポーター店）に勤務。大会優勝を境に独立し、現在は、日本食についての料理教室、ワークショップ、ケータリング等の事業を手掛けて、寿司関連のポップアップイベントを多く開催。

海外料理学校等での日本食指導人材の育成

- **海外の料理学校等における日本食講座を通じ、日本食の専門知識・技能を講義・指導できる外国人料理人を育成することを目的に、2024年度から、海外の料理学校等への日本食の専門知識・技能を有する講師の派遣等を支援。**
- 初年度である2024年度は、現地シェフによる初の日本料理講座が開設され、日本食普及の兆しがあるトルコ及び経済成長が進み今後の輸出戦略において重要なインドにおいて、日本食講座への講師の派遣を実施。

■トルコ（イスタンブール）

- 行事名：Japon Mutfak Sanatları Eğitimi Özel Semineri
(日本食普及の親善大使によるスペシャル日本料理講座)
- 日時：2024年11月21日
- 会場：Usla Uluslararası Servis & Lezzet Akademisi
(トルコ有数の国際ホテル経営・料理アカデミー)
- 参加者：日本料理に興味を持つUslaの生徒、料理学校関係者、地元シェフ、インフルエンサー等
- 講師：野永喜三夫氏
(「日本橋ゆかり」三代目、日本食普及の親善大使)
- 共催：日本食・食文化振興協議会 (JCDC)
Uzakdoğu Mutfak Akademisi
(トルコ人による初の日本料理講座を開設。講師は日本食普及の親善大使である堀越俊一氏・Sinan Damgacioglu氏らが務める)
Usla Uluslararası Servis & Lezzet Akademisi



■インド（ゴア）

- 行事名：Honoring Nature's Gifts - Introduction to Traditional Japanese Cuisine -
(自然の恵みに感謝を - 伝統的な日本料理への誘い -)
- 日時：2024年12月11日～15日
- 会場：Institute of Hotel Management Goa (IHMゴア)
(インド全土に27校ある国立料理学校のゴア校)
- 参加者：日本料理に興味を持つIHMゴアの生徒、料理学校関係者、地元シェフ、インフルエンサー等
- 講師：一枚田清行氏 (服部栄養専門学校 日本料理主任教授)
Brehadeesh Kumar氏
(日本料理店「Ginkgo」オーナーシェフ、日本食普及の親善大使、招へい研修修了者)
- 共催：日本食・食文化振興協議会 (JCDC)
在インド日本国大使館
協賛：農林水産省



日本食普及の親善大使について

- プロの視点に立って海外の日本料理関係者等へ助言することなどを通じて、国内外への日本食・食文化や日本の農林水産物・食品等の普及を行う者を「日本食普及の親善大使」として農林水産省輸出・国際局長が任命。
- 親善大使は、料理講習会等独自に行う活動やメディアでの情報発信等を行うほか、農林水産省が実施する外国人による日本料理コンテストの審査員や、外国のシェフ・レストラン経営者等向けの日本食普及セミナーの講師等に協力。
- 2015年2月の創設以来、211名（国内在住者54名、海外在住者157名）を任命。

「日本食普及の親善大使」の候補者選考要領（一部抜粋）

（候補者の基準）

- (1) 海外における**日本食・食文化等の普及に係る取組の実績を有すること。**
- (2) 国内外の**日本食・食文化等に関わる事業者・有識者等とのネットワークを有すること。**
- (3) 国内外への**情報発信力を有すること。**
- (4) 親善大使への任命後も引き続き、海外への日本食・食文化等の普及に係る取組を行う意思を有すること。
- (5) 優れた人格、識見及び力量を有する者であること。
- (6) **海外を活動拠点とする者であること。**

なお、国籍は問わないものとする。

（応募方法）

次に掲げる者からの推薦より、募集するものとする。

- (1) 在外公館
- (2) J E T R O
- (3) 輸出支援プラットフォーム
- (4) 農林水産物等輸出促進全国協議会会員
- (5) 食産業関係団体
- (6) 日本国内における公募（自薦及び三親等内の親族からの他薦を除く。）



親善大使使用バッジ



親善大使任命状

優良品種の保護・活用と育成・普及に向けた法制度の検討

- 我が国果樹等の優良品種について、海外における無断栽培を抑止しつつ海外からの稼ぎにつなげていくため、①**我が国品種の競争環境を守るための厳格な管理を推進**するとともに、②**輸出に寄与する戦略的な海外ライセンスを推進**
- こうした管理と海外ライセンスの推進に向け、**対応可能なものから着手。優良品種の厳格管理の実効性を高めつつ、競争力の高い新品種の育成・普及も推進するための法制度の検討を行う**

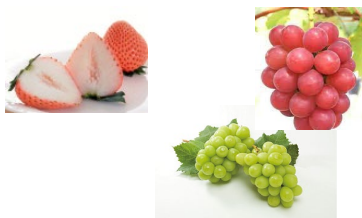
現状・課題

優良品種の厳格管理

- 我が国果樹等の競争環境を守るため、
- 海外流出の抑止に向け、**農業現場における苗木の厳格な管理**を進める必要
- 海外における無断栽培の抑止に向け、**海外での権利取得**を強化する必要

戦略的な海外ライセンス

- 優良品種には海外で稼げる高いポテンシャル
- 他方、優良品種の育成者たる公的機関等には、**戦略的なグローバル展開に必要なリソースが不十分**



当面の対応

農業者のみが苗木を扱う厳格管理の推進

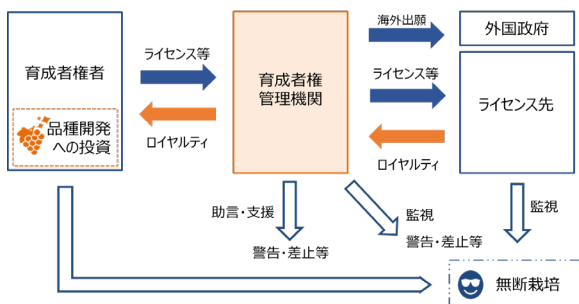
- 優良品種の**苗木利用を農業者に限定**する許諾契約のあり方等について**指針を策定**
- さらに、同指針に基づく**厳格管理のモデル的な取組を推進**し、横展開へ

海外における権利取得の推進

- 海外においても法的保護を受け得るよう、**海外での育成者権と商標権の取得を支援**

育成者権管理機関の早期立上げの推進

- 品種育成者に代わって、優良品種の保護・活用を専任的に担う**育成者権管理機関の早期立上げを推進**



抜本的対応

厳格管理を徹底し易い法的環境の整備

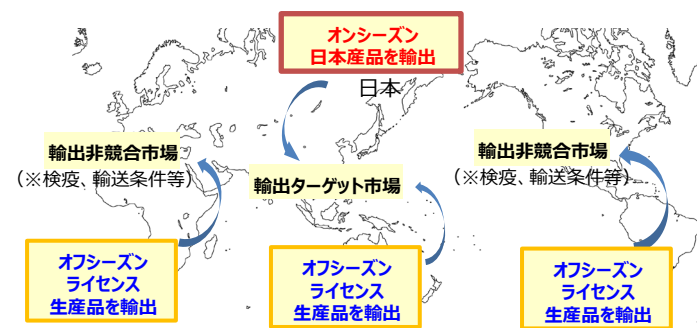
- **育成者権の存続期間の延長**など、現場における管理を徹底し易い法的環境を整備
- **無許諾の輸出目的保管の刑事罰化**など侵害・流出への対処の実効性を高め、抑止力を向上

優良品種の海外権利取得の徹底

- 海外出願する新品種についての**優先審査・手数料減免を措置**し、優良品種の海外出願を徹底

戦略的ライセンス推進のための法的枠組みの整備

- **戦略的な海外ライセンスの取組を認定・支援**し、
- ① 輸出ターゲット市場において**日本ブランドが周年供給される体制を構築し、輸出を後押し**
- ② 海外からロイヤルティを確保し、競争力の高い**新品種の開発投資、産地導入を推進**



輸出事業計画の策定・実行支援

輸出事業計画の認定制度とは

- 我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者が、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業（輸出事業）に関する計画（輸出事業計画）を作成し、農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる制度（令和2年度から実施）。

これまでの認定数（累積）

輸出事業計画**779件**を認定（令和7年9月末時点）

主な計画記載事項

- ① 輸出事業の**目標**
- ② 輸出事業の対象となる**農林水産物・食品**及び**輸出先国**
- ③ 輸出事業の**内容及び実施期間**
- ④ 輸出事業の実施に必要な**資金額・調達方法**
- ⑤ その他農林水産省令で定める事項
 - －輸出事業の対象となる農林水産物・食品の**輸出の現状**
 - －輸出拡大に向けた**課題**

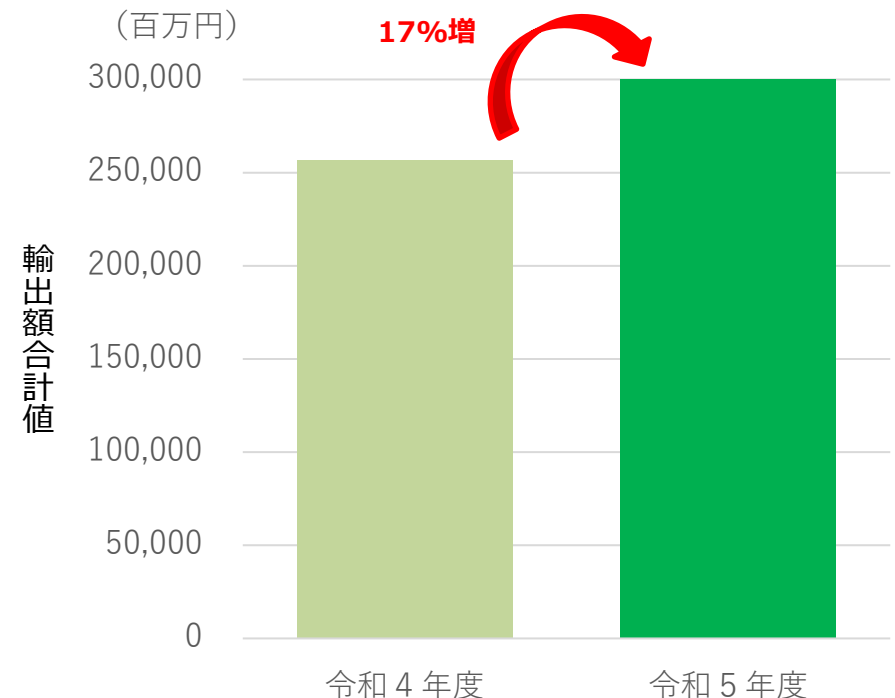
支援措置

- 各種輸出関連予算事業に対する優遇措置
- 農林水産物・食品輸出基盤強化資金
- 施設等の整備に対する所得税・法人税の特例
- 日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット制度
- 食品等流通合理化促進機構による債務保証
- 農地転用手続のワンストップ化

このほか、国からのフォローアップを希望する認定輸出事業者に対しては、関係機関と連携しながら各地方農政局等からフォローアップを実施。

輸出事業計画策定者の輸出額実績

令和5年度における輸出事業計画策定者（有効回答数468事業者※）の輸出額合計値は、前年と比較して**増加**。



※：令和6年12月時点で、令和4年度及び令和5年度の輸出額実績が把握できる輸出事業計画策定者数

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等（令和7年度当初予算）

以下に掲載される各種事業では、輸出事業計画の認定等により、審査に当たってのポイント加算等の優先採択等の優遇措置を受けることができます。

ハード事業

- 1 強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）（優先採択）**
産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援。
- 2 農業農村整備事業（優先採択）**
競争力強化のための農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化等を推進。

ソフト事業

- 1 サプライチェーン連結強化プロジェクト（優先採択）**
国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援。
- 2 グローバル産地づくり推進事業のうち**
（1）大規模輸出産地モデル形成等支援事業（優先採択）
地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化するとともに、海外の規制・ニーズに対応するための生産・流通体系の転換に取り組む大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等を支援。
（2）規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業（優先採択）
食品事業者等に対するセミナー・商談会の開催、輸出に必要な食品安全マネジメントの活用をサポートする人材育成の取組を支援。
- 3 輸出環境整備推進事業のうち**
（1）農畜水産モニタリング検査支援事業（優先採択）
輸出先国・地域が求める、農畜水産物の動物用医薬品等の残留物質モニタリング検査、乳牛農場におけるブルセラ症・結核検査、二枚貝の生産海域モニタリング検査等について、民間団体等が実施するこれらの検査に要する経費を定額で支援。
（2）輸出先国規制対応支援事業（優先採択）
輸出額目標の達成に向け、輸出の障壁となっている施設認定や国際的認証の取得等、輸出先国から求められる規制への対応等に係る事業者の取組を支援。
- 4 植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業（優先採択）**
品種登録（育成者権の取得）や国内外の侵害対策等に係る経費を支援。
- 5 農業知的財産保護・活用総合支援事業（優先支援）**
現場関係者の知財意識の底上げに向けた研修等の実施、農業知財専門人材の拡大に向けた人材育成、海外におけるGI不正使用事案等の模倣品の調査等を支援。
- 6 育成者権管理機関支援事業（優先支援）**
育成者権者に代わって、海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理機関の取組を支援。
- 7 地理的表示活用推進支援事業（優先採択）**
海外での日本ブランド保護のため、当該産品の名称の商標出願やGI申請・登録費用及び侵害対策費用を支援。
- 8 米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援のうち、新市場開拓用米の販売拡大の取組（優先採択）**
G F Pに登録している戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地等が連携して、海外の業務用需要等の新たな市場開拓のための取組の推進。
- 9 みどりの食料システム戦略推進交付金のうち**
（1）グリーンな栽培体系加速化事業（優先採択）
グリーンな栽培体系への転換に向けた、①検証・普及を加速化するべき環境にやさしい栽培技術の検証、②技術の速やかな普及に向け複数の産地で実施する検証を支援。
（2）有機農業拠点創出・拡大加速化事業（優先採択）
地域ぐるみで生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出に向けた取組を支援。
- 10 持続的生産強化対策事業のうち**
（1）果樹農業生産力増強総合対策（優先採択）
省力的な樹園地への改植・新植等の取組を支援するほか、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等の取組を支援。
（2）茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（優先採択）
茶、薬用作物、甘味資源作物等の地域特産作物について、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援。
（3）ジャパンプラワー強化プロジェクト推進（優先採択）
花き流通の効率化、産地の課題解決に必要な技術導入、需要のある品目への転換や導入、新たな需要開拓、利用拡大に向けたPR活動等を支援。
- 11 みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業のうち**
（1）日本と木材輸出相手国の樹木を外来病害虫から護る複合リスク緩和手法の開発
（2）ブリ輸出拡大の実現に向けて、魚類血合筋の褐変を防止する革新的冷凍技術の開発
（3）ホタテガイ等の麻痺性貝毒検査における機器分析導入に向けた標準物質製造技術の開発（いずれも優先採択）
- 12 新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうちフードテックビジネス実証事業（優先採択）**
民間団体等が行う社会課題の解決につながるフードテックを活用したビジネスモデルの実証、及びフードテックに取り組む事業者の横展開を図るための情報発信等の取組を支援。
- 13 農家負担金軽減支援対策事業（対象地区の拡大）**
担い手への農地集積が図られる地区等において、土地改良事業等の農家負担金の償還利子相当額を助成する。
- 14 中山間地農業ルネッサンス推進事業（優先採択）**
地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援のほか、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援。
- 15 オープンイノベーション研究・実用化推進事業（優先採択）**
国の重要政策の推進や現場課題の解決に資する研究成果を創出し、社会実装を加速するため、産学官が連携して取り組む基礎研究や実用化研究を支援。

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置（令和6年度補正予算）

以下に掲載する各種事業では、輸出事業計画の認定等により、審査に当たってのポイント加算等の優先採択等の優遇措置を受けることができます。

ソフト事業/ハード事業

1 産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策（優先採択）

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援。

ソフト事業

1 グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち

(1) GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト（優先採択）

海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を集中的に支援。

(2) 加工食品クラスター輸出緊急対策事業（優先採択）

加工食品の輸出拡大に向けて、地域の食品製造事業者等が連携して海外市場を開拓する取組や、現地ニーズに対応した取組等を支援。

(3) 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業（優先採択）

農産物等輸出の拡大に向けて、農業者等が行う有機JAS認証、GAP等認証の取得、輸出向け商談等を支援。

(4) 水産エコラベル認証取得支援事業（優先採択）

資源管理や環境配慮への取組を証明する水産エコラベル認証の取得を促進する取組を支援。

2 サプライチェーン連結強化緊急対策（優先採択）

輸出拡大が見込まれる品目を主とした取組を対象に、非日系市場等への輸出に向け、国内生産者と現地系販売事業者等をつなぐ一気通貫した商流づくりを推進する取組を支援。

3 輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立緊急対策のうち

水産物輸出加速化連携推進事業（優先採択）

生産・加工・流通・販売にわたる関係者の連携体制の構築・強化、付加価値向上・省力化等のための機材・機器、情報共有システム整備等、商品開発や販売ルート開拓に対して支援。

4 輸出環境整備緊急対策事業のうち

(1) 輸出先の規制に対応した農畜水産物のモニタリング検査支援緊急事業（優先採択）

輸出先国が求める農畜水産物の農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の検査に係る経費を支援。

(2) 国際的に通用する認証等取得緊急支援事業（優先採択）

輸出先国の消費者や取引先等から求められる国際的に通用する認証等の新規取得の取組に対して支援。

(3) コメ・コメ加工品規制対応緊急対策事業（優先採択）

① 精米輸出に必要なくん蒸や残留農薬・重金属検査等、コメ・コメ加工品の輸出に際して必要となる規制対応のための取組等の推進 ② 海外実需者が求める、輸出先国が求める規制より厳しい要件に対応するための取組の推進等を支援。

(4) 植物品種等海外流出防止緊急対策事業（優先採択）

海外における知的財産の取得や侵害への対策に必要な費用を支援。

(5) 模倣品等対策事業（優先支援）

我が国の農林水産物・食品の海外における模倣品の調査、侵害事例に応じた対策に係る助言を行う。

5 新市場開拓プロジェクト事業のうちコメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業（優先採択）

① 戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地（産地）等が連携して取り組む海外需要開拓及びプロモーションの推進、② 海外需要に応える環境整備のための実証を支援。

6 みどりの食料システム戦略緊急交付金のうち

(1) グリーンな栽培体系加速化事業（優先採択）

グリーンな栽培体系への転換に向けた、① 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術の検証、② 技術の速やかな普及に向け複数の産地で実施する検証を支援。

(2) 有機農業拠点創出・拡大加速化事業（優先採択）

地域ぐるみで生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出に向けた取組を支援。

7 林業・木材産業国際競争力強化総合対策

(1) うち木材製品等の輸出支援対策のうち輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援事業（優先採択）

輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検査等を支援。

(2) うち木材製品等の輸出支援対策のうち特用林産物の需要拡大支援事業（優先採択）

特用林産物の輸出の課題解決に向け、輸出時の輸送手段や輸送中の取扱い、品質管理等の検証を支援。

8 担い手確保・経営強化支援事業（優先採択）

国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする地域の中核となる担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援するとともに、地域計画の早期実現に向け、担い手が農地引受力の向上等に取り組む場合の支援を充実。

※ 事業によって輸出事業計画の提出時期等が異なりますので、具体的な申請手続きについては、各事業の担当にお問い合わせください。

大規模輸出産地の形成

- 輸出向けに生産・流通を転換する大規模輸出産地の形成に向けて、JA等と連携し輸出産地の育成や輸出事業者への支援を進めていく。

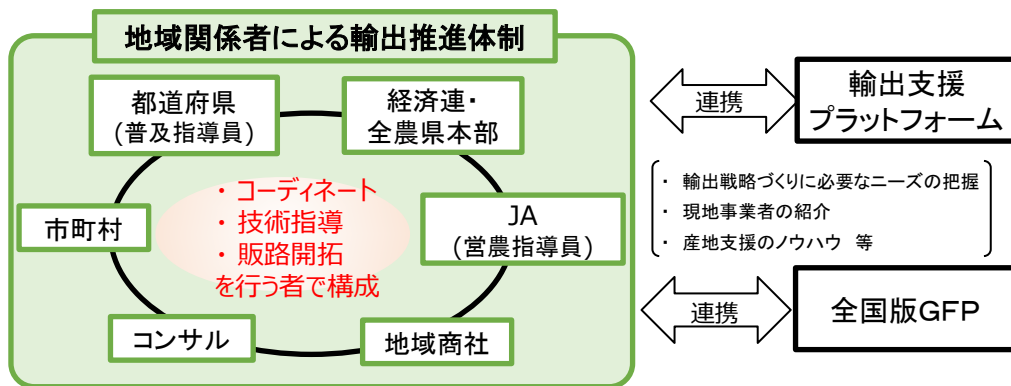
令和6年度補正GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト 令和7年度当初大規模輸出産地モデル形成等支援事業

- **都道府県やJA、地域商社等が連携**し、生産から流通・販売まで、一気通貫で産地をサポートする体制を整備（**地域の関係者による輸出推進体制の組織化**）。
- この体制の下で、有機農法への転換や耕作放棄地を活用した生産拡大等の生産面の転換や、混載等の集荷方法等の転換を推進し、**大規模輸出産地のモデル形成を支援**。

【対応が必要な輸出先国の規制の例（りんご）】

輸出先国	植物検疫	残留農薬基準値（例） （ppm）		輸出実績 （R3）
		アセタミプリド	フェンバレート	
香港	無	1	2	35億円
タイ	園地・選果場の登録	0.8	0.02	4億円
米国	園地・選果場の登録 ＋ ・臭化メチルくん蒸 ・日米合同輸出検査 等	1	不検出	2.5百万円
（参考）日本の残留農薬基準値		2	2	

地域関係者による推進体制の組織化による地域密着型の輸出推進体制の構築



使用農薬の見直しなど生産方法の転換

- ・ 大規模な有機農業への転換、使用農薬の見直し
- ・ 耕作放棄地を活用した輸出向け生産の拡大
- ・ ロス率低下やコスト低減のための新品種・新技術の導入



集荷、船積み方法の転換

- ・ 鮮度保持のためのコールドチェーンを確保した、産地直送型集荷方法の確立
- ・ 輸送コスト軽減や混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築 等



地域密着型の輸出推進体制を構築し、大規模輸出産地形成の横展開をするとともに、持続可能な農業構造への転換や、ひいては国内生産基盤の強化を図る。

新潟県（錦鯉）

<新潟県、新潟県内水面試験場、養鯉業・流通業者等が参画>

- ▶ 新潟県内水面水産試験場にて確立された梱包環境改善技術を用いて、輸送時間の延長を検証

新潟県（コメ）

<新潟県、JETRO、クボタグループ、生産者、市、JA等が参画>

- ▶ 高温耐性新品種の栽培実証において、生育調査や生産コスト調査、品質食味調査を実施
- ▶ 産地と輸出事業者の連携による、生産・輸送コストの低減やアメリカ向け新規商流の構築



アスノツガル輸出促進協議会（りんご）

<株式会社日本農業、株式会社RED APPLE が参画>

- ▶ 高密度植栽培の推進及び生産オペレーションの改善
- ▶ 大型コンテナを導入し、リフト運搬を実証



芦別RICE北海道米輸出拡大推進協議会（コメ）

<株式会社芦別 RICE、有限会社あしべつグリーンファーム、株式会社増田農園等が参画>

- ▶ 温室効果ガス抑制の取組みや、生産向上のための技術提供及び農薬資材等の共同購入
- ▶ 食感測定器のリース導入による精米の品質管理体制の強化

北海道農畜産物・水産物輸出推進協議会 （かんしょ・たまねぎ・コメ）

<北海道、ホクレン、JA北海道中央会、JETRO等が参画>

- （かんしょ）
- ▶ 鮮度保持輸送実証試験を行い、品種・時期等の品質差を検証

- （たまねぎ）
- ▶ 高付加価値につなげるため、輸送時の品質劣化（カビ等）対策として、品種や栽培方法を検討

- （コメ）
- ▶ 試験圃場を設け、減農薬栽培体系を実証するとともに、EU基準での残留農薬検査を実施



山形県（コメ）

<山形県、県内流通事業者、生産者が参画>

- ▶ 新品種「ゆきまんてん」の省力技術や作業時間及び生産コストの検証
- ▶ テスト輸出及び現地における求評調査の実施

千葉県産米輸出拡大協議会（コメ）

<株式会社つばめ農園、豊田通商株式会社、その他生産者が参画>

- ▶ 多収品種「ハイブリッドとうごう」シリーズの直播栽培による低コストの実証
- ▶ 小ロット配送（生産者⇒一次倉庫）と大ロット配送（一次倉庫⇒倉庫 or 実需者）の併用による輸送コスト削減の実証

愛知県（イチゴ、メロン、キャベツ等）

<豊橋市原広域農業推進会議、豊橋温室園芸農業協同組合、愛知みなみ農業協同組合、あいち豊田農業協同組合等が参画>

- ▶ 輸出推進体制の整備により、新たに輸出に取り組む産地・生産者を掘り起こし、県内での品種や産地リレー等を実施
- ▶ 産地から現地販売店まで、地元インフラ（中部国際空港、名古屋港）を活用した輸出ルートを構築



静岡県かんしょ輸出促進協議会（かんしょ）

<ジャパンベジタブル株式会社、株式会社日本農業、静岡県、タタラ商店が参画>

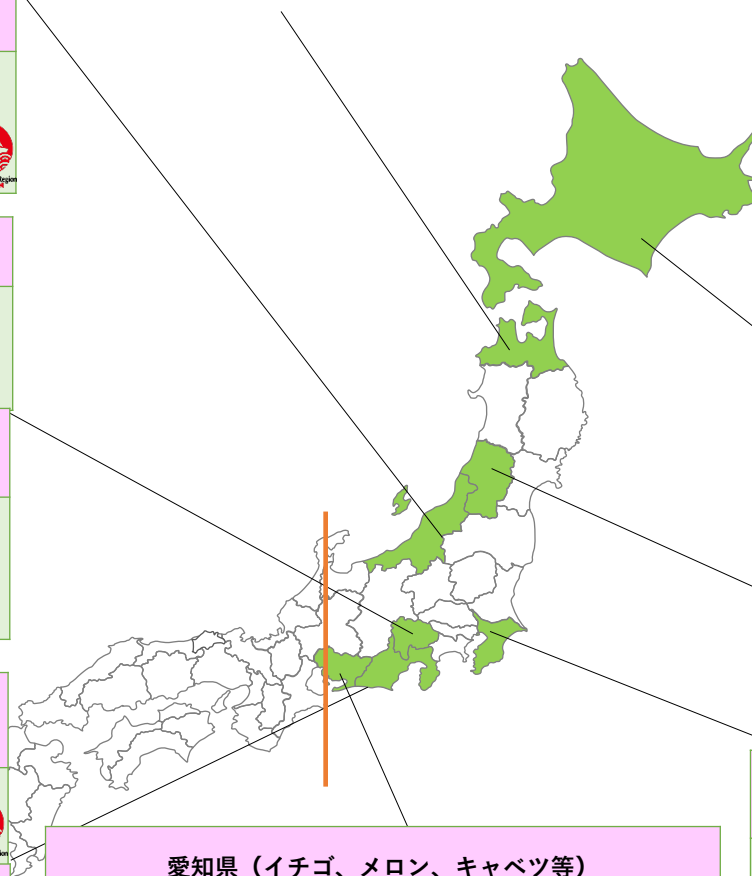
- ▶ ダブルキュアリング処理による日持ち向上効果の検証と流通試験を実施



静岡茶輸出拡大協議会（茶）

<静岡県、茶業関係団体、茶商、生産者等が参画>

- ▶ 有機栽培への転換や、有機転換による土壌の細菌数やバイオマス量などへの影響の評価、及び有機碾茶生産に適した被覆資材の検証
- ▶ 海上輸送時の高温による品質劣化を防ぐために、断熱資材を用いた品質維持・単価向上効果の検証



（）：認定フラッグシップ輸出産地が含まれているもの

愛南の真鯛輸出拡大連携協議会（養殖マダイ）

＜愛南漁業協同組合、愛南漁協魚類養殖協議会、有限会社ハマスイ 等が参画＞

- ▶ 国際水産エコラベル認証取得・管理円滑化のためのフォーマットを整備
- ▶ 加工機能強化に向けた調査・検討等を実施



えひめ愛フード推進機構（河内晩柑）

＜愛媛県、愛南町、JAえひめ南等が参画＞

- ▶ 緊急防除における散布時期や代替農薬等を検討
- ▶ 販路開拓・拡大に向けた現地での営業活動を実施



愛媛かんきつ輸出促進協議会（かんきつ・加工品）

＜愛媛県農林水産部、遠赤青汁、西南セイフティグループ等が参画＞

- ▶ 耕作放棄地や再生畑を活用した有機かんきつの面積拡大
- ▶ 生果・加工品の品質統一のための基準を整備
- ▶ 有機かんきつ加工品を主力としたプロモーションによる海外販路開拓を実施

北部九州いちご促進協議会（いちご）

＜UluuJapan、うるう農園、福岡ストロベリーパーク、佐賀県等が参画＞

- ▶ 台湾向けに経済性の高いいちご栽培技術の確立（収穫効率化・人的作業の省力化・品種検討・開発）

熊本県（メロン、いちご）

＜熊本県、JA熊本経済連、JA、輸出商社が参画＞

- ▶ （メロン）産地バンニングへの変更によるロス率低減の実証
- ▶ （いちご）国内輸送日数短縮に向けた検証

鹿児島オーガニックティー協議会（有機緑茶）

＜ヘンタ製茶有限公司、有限会社霧島中央製茶等が参画＞

- ▶ 「もが茶」生産拡大のため、耕作放棄地や離農者の圃場を活用

鹿児島県（かんしょ、キャベツ、ブリ、カンパチ）

＜鹿児島県、Japan potato、大吉農園、垂水市漁協が参画＞

- ▶ （かんしょ）ほ場の有機転換に係る栽培・技術指導や資材導入
- ▶ （キャベツ）品種リレー出荷体制の確立
- ▶ （ブリ）解凍後の褐変抑制試験の実施
- ▶ （カンパチ）人工種苗の安定供給体制の構築



なると金時北米輸出拡大協議会（かんしょ）

＜農家ソムリエず及び契約生産者、徳島県、育川合同会社、（公社）徳島県産業国際化支援機構（略称：IGAT）等が参画＞

- ▶ 有機JAS転換圃場にて、苗・栽培方法（施肥・防除）・作付け方法を一括管理。
- ▶ データロガーを活用し、品質変化を最小限に留める仕組みの確立



日本スマートオイスター輸出連携協議会

（殻付き牡蠣（活き・冷凍））

＜株式会社リブル、輸出商社が参画＞

- ▶ IoTシステムを活用したシングルシード養殖を拡充し、輸送に適した牡蠣を安定供給する体制を構築
- ▶ 最適な輸送ルートの確保やコンテナ単位での大ロット輸出を前提とした流通体制の構築

三重県養殖魚輸出産地協議会（養殖ぶり、養殖まだい）

＜三重漁連、三重県、三重県海水養魚協議会等が参画＞

- ▶ 高水温期におけるブリの斃死対策として、養殖ブリの育成用エサの給餌試験を実施



伊勢茶輸出プロジェクト（茶）

＜川原製茶、萩村製茶、深緑茶房、茶来まつさか等が参画＞

- ▶ 新たな有機肥料の開発と施肥体系の実証

京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会宇治茶部会（茶）

＜京都府、JA茶業部会、茶生産組合、茶商等が参画＞

- ▶ 減農薬栽培等の実証とともに、集荷・混載・冷蔵輸送の輸送コスト低減効果と品質保持効果を検証

奈良県（いちご）

＜奈良県、県内イチゴ生産団体、奈良県農協等が参画＞

- ▶ 生物農薬と物理的防除技術等の併用による、化学農薬の使用を抑えた生産体系の実証

台湾輸出拡大協議会（長芋、ブロッコリー、キャベツ）

＜富永商事株式会社、帯広地方卸売市場株式会社等が参画＞

- ▶ （長芋）台湾市場向けサイズの安定生産のための実証
- ▶ （ブロッコリー）鮮度保持資材の比較実証
- ▶ （キャベツ）適正重量での梱包方法の確立

大分県（シャインマスカット、柑橘）

＜大分県、大分県農業協同組合、ブランドおいた輸出促進協議会が参画＞

- ▶ （ぶどう）産地間リレー出荷体制の確立・貯蔵期間の長期化
- ▶ （柑橘）品種リレー出荷体制の確立

宮崎県（きんかん）

＜宮崎県、みやざき『食と農』海外輸出促進協議会、JAみやざき、トレードメディアジャパンが参画＞

- ▶ 台湾向け防除暦を改良し、残留農薬検査体制構築を検証
- ▶ 暑熱対策等の収量・品質向上技術の実証

秋田県（ねぎ、りんご）

<全国農業協同組合連合会秋田県本部 等が参画>

▶（ねぎ）

- ・高品質なねぎ生産のための病害抑制に関する栽培方法の実証。
 - ・低コストかつ輸送中の品質劣化を防ぐ輸送方法の検証
- ### （りんご）
- ・台湾の残留農薬規制に対応した病虫害防除体系の実証
 - ・収穫後および貯蔵期間中の果実における残留農薬分析

新篠津村輸出協議会（米（GABA米・精米））

<新篠津村農業協同組合,北海道,新篠津村,株式会社インターリジョン,学校法人 酪農学園（酪農学園大学）が参画>

▶【実証：北海道】

- ・品種転換による高たんばく米の計画的栽培
- ・フランス輸出用特別栽培米への転換
- ・GABA米通年供給にむけた冷凍保管の実証

やまがた尾花沢・東根・天童フルーツ輸出協議会 「百笑苦楽分」（さくらんぼ、もも、ラフランス、スイカ）

<株式会社あさあけ農場、株式会社 FARMER'S、水戸農園 他が参画>

▶【実証：山形県】

- ・完熟果実の急速冷凍による品質を保持しつつ海外に届ける冷凍供給体制の検証と統一生産基準・出荷ルールの策定
- ・鮮度保持型パッケージの開発し、物流・販路の最適化を通じた輸出体制構築

宮城県JA農産物輸出促進協議会（さつまいも）

<全国農業協同組合連合会宮城県本部 等が参画>

▶【実証：宮城県】

- ・台湾向け基準に則した残留農薬検査による輸出検討
- ・輸出計画数量を販売先と早期に共有するため、QRコードによる入出庫・在庫管理システムを導入
- ・製品ロス率低減のため、台湾での保管販売を検証

北信濃輸出促進協議会（ぶどう、もも、りんご、すもも）

<中野市役所、浅沼果樹園、三井農園、川島農園合同会社、合同会社SOW、株式会社eff、日本ギルド株式会社株式会社、WAJIN TRADING 他が参画>

▶【実証：長野県】

- ・輸出相手国・地域の残留農薬基準に対応するため、残留農薬分析を行い、使用農薬と防除回数の見直しを実施
- ・輸送中の鮮度を維持するための保水キャップの開発テスト輸送を実施

富山干柿出荷組合連合会（かき加工品）

<（農）富山干柿出荷組合連合会、（農）富山あんぽ柿共同加工センター、福光農業協同組合、なんと農業協同組合、南砺市、富山県が参画>

▶【実証：富山県】

- ・冷凍輸出に対応した乾燥・加工技術の検討、実証の実施
- ・干し柿・あんぽ柿の冷凍・冷蔵輸送、販売による検証

長野県（市田柿、ぶどう）

<長野県農産物等輸出事業者協議会、みなみ信州農業協同組合、八十二Link Nagano株式会社が参画>

▶【実証：長野県】

- ・輸出に係る市田柿の生産拡大を図るため、品目転換による園地整備を実施
- ・産地からインドネシアまでの一貫した新たな輸出物流体制構築に向けた輸送試験

アスノヤマト輸出促進協議会（ぶどう、キウイ）

（2品目共通）（株）日本農業
（ぶどう）（株）日本農業、ジャパンフルーツ(株)、REACT(株)
（キウイ）（株）日本農業、ジャパンフルーツ(株)、Orchard & Technology (株) が参画>

▶（ぶどう）【実証：栃木県】

- ・スマート農業機械の自動走行を活用した取組
- ・台湾向け産地リレー輸出（航空便）の実証

▶（キウイ）【実証：香川県、群馬県】

- ・ストリングング技術の確立と標準化
- ・新品種（自社育種・海外新品種）の育成による香川県外での適応性の強化
- ・品質維持のため、予冷・追熟設備の検討及び港までの低温物流の確立

九州みかん輸出拡大協議会（うんしゅうみかん、ゆずきんかん、不知火、せとか、天草）

＜JAみなみ筑後柑橘部会、JAふくおか八女かんきつ部会、(株)石橋果樹園、長崎でじま青果(株)、JAながさき県央、(株)ファームオリンピア、(株)ネイバーフッド、(株)ファーマインド、九州農産物通商(株)が参画＞

【実証：福岡県他】

- ・タイ向けゆず、きんかん等の輸出用園地整備及び栽培
- ・ベトナム向けみかんの輸出用園地及び選果施設の追加登録
- ・抗菌鮮度保持剤を活用した傷み軽減対策の実施

3色いちご輸出拡大協議会（いちご）

＜JAみなみ筑後、JA粕屋、ベジフルファーム（株）、JA糸島、岸川農園、ハヤシダファーム、鐘ヶ江農園、溝口農園、渋谷いちご園、むらおか農園、平川いちご農園、長崎でじま青果(株)、(株)イチゴラス、(株)アグリテックプラス、遊士屋(株)、(株)精農舎、九州農産物通商(株)が参画＞

【実証：福岡県他】

- ・フィリピン向けの輸出用園地整備及び栽培
- ・新たな輸出先国（フィリピン等）の開拓
- ・抗菌鮮度保持剤及び荷傷み軽減資材の利用拡大

長崎県（イチゴ、温州ミカン、牛肉、タイ、ヒラメ、スズキ、マアジ、ブリ、ヒラマサ、マグロ）

＜全国農業協同組合連合会長崎県本部、長崎西彼農業協同組合、長崎県央農業協同組合、島原雲仙農業協同組合等が参画＞

【いちご】

- ・各時期で最適とされる収穫時の着色歩合を検討し、品質劣化防止に向けた新たな収穫体系を確立

【温州ミカン】

- ・ベトナム向け残留農薬基準に対応した防除暦の転換やトラップ調査、輸入国植物検疫検査官の査察等への対応

【牛肉】

- ・輸送コスト低減のため、保冷資材を組み合わせた安価な混載方法を検証

【水産物】

- ・現地ニーズに対応した製品の加工体制の構築及び鮮度・品質保持の検証

福岡・大玉冷凍イチゴ輸出促進協議会（イチゴ）

＜武下農園株式会社、株式会社terra、株式会社Connect Lab、株式会社WhomLab等が参画＞

【実証：福岡県】

- ・EUおよび東南アジア輸出を見据えた高品質いちごの大規模産地形成に向けた冷凍輸送実証とマニュアル化
- ・輸送効率の最適化、ブランド価値の向上、現地での販促効果の最大化を目的としたパッケージの開発および運用

岡山県果実生産出荷安定協議会（ぶどう、桃）

＜全国農業協同組合連合会岡山県本部等が参画＞

【実証：岡山県】

- ・タイ輸出向けの選果施設の体制整備に向けた検討
- ・長期安定供給や選定品種の販路拡大を目的とした輸出試験及び品質等の調査

おかやま白桃輸出促進協議会

（岡山白桃及び岡山白桃の加工品）

＜A TRA-DE株式会社、MOMONA Peach Farm他生産者9名、おかやまおひさまファーム株式会社、株式会社誠和、佐川急便株式会社が参画＞

【実証：岡山県】

- ・Y字型栽培の導入による生産力向上及び省力化の両立
- ・運送会社による効率的な国内輸送、海外輸送ルートを検討

岡山備中ブドウ輸出産地育成協議会

（ぶどう、ぶどう加工品）

＜濱農産、中島農園、備中美味しいブドウ研究会等が参画＞

【実証：岡山県】

- ・長期輸送リスク及び低コスト栽培（露地・無袋栽培）に対応可能な品種の検討
- ・輸送コストの低減及び輸送時間短縮のため、地元空港を活用した輸出ルートの確立

徳島いちご輸出産地形成協議会（いちご）

＜ヴェリタス（株）及び生産者、（株）世界市場、Nippon ICHIBA Taiwan Company Ltd.、徳島県等が参画＞

【実証：徳島県】

- ・農薬使用量削減のため、IPM防除の推進
- ・JGAP/ASIAGAPの取得
- ・最適な予冷環境のため、予冷と植物検疫対策に適した収穫資材の導入

総社市ぶどうスマート輸出促進協議会（ぶどう）

＜A TRA-DE株式会社、総社市、秦果樹生産出荷組合、JA晴れの国岡山、株式会社誠和、佐川急便株

【実証：岡山県】

- ・スマート農業技術を導入したデータに基づく栽培管理を実施
- ・長距離・長期間の輸送を可能とするため、ぶどう専用コンテナ及び鮮度保持袋を活用

フラッグシップ輸出産地について

○ 輸出拡大実行戦略において、輸出先国・地域のニーズや規制に対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する産地を「フラッグシップ輸出産地」として選定し、公表することとしたところであり、これまでに80産地を認定。

▶フラッグシップ輸出産地の選定基準

- ①輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出向け生産・流通に取り組んでいること
- ②品目ごとに設定された一定の量又は金額の輸出実績があること
- ③サプライチェーンを構築し、継続的・安定的に輸出していること 等

○ 「フラッグシップ輸出産地」に対し、補助事業等各種支援措置を優先的に実施することにより、その更なる拡大・発展を後押し



フラッグシップ輸出産地
第3回募集案内はこちら↓
(R7.10.1～10.31)



フラッグシップ輸出産地 認定産地一覧（令和6年12月時点）

青果物（29産地）			
	りんご	全国農業協同組合連合会山形県本部②	山形県
		株式会社日本農業①	青森県
		アグベル株式会社①	山梨県、茨城県
		株式会社新亜商事②	山梨県
	ぶどう	全国農業協同組合連合会岡山県本部（JA岡山、JA晴れの国岡山）②	岡山県
		全国農業協同組合連合会長野県本部②	長野県
		全国農業協同組合連合会山梨県本部（JAフルーツ山梨・JAふえふき・JA山梨みらい・JA南アルプス市・JA梨北）①	山梨県
		笛吹農業協同組合－宮ノ口果実販売対策協議会①	山梨県
	もも	全国農業協同組合連合会岡山県本部（JA岡山、JA晴れの国岡山）②	岡山県
		全国農業協同組合連合会山梨県本部（JAフルーツ山梨・JAふえふき・JA山梨みらい・JA南アルプス市・JA梨北）①	山梨県
		笛吹農業協同組合－宮ノ口果実販売対策協議会①	山梨県
		えひめ愛フード推進機構①	愛媛県
	かんきつ	株式会社ローソンファーム熊本①	熊本県
		みかん輸出コンソーシアム①	宮崎県、和歌山県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県
	かき加工品（干し柿）	農事組合法人富山干柿出荷組合連合会②	富山県
		みなみ信州農業協同組合①	長野県
		株式会社イチゴラス①	熊本県、三重県、兵庫県
	いちご	サプライジングファーマーズ株式会社①	熊本県
		静岡県経済農業協同組合連合会①	静岡県
		島原雲仙農業協同組合①	長崎県
		かとり農業協同組合①	千葉県
	かんしよ	株式会社くしまアイファーム①	宮崎県、北海道、茨城県、熊本県、鹿児島県
		ジャパンベジタブル株式会社①	静岡県
		Japan potato有限公司①	鹿児島県、千葉県、茨城県
		なめがたしおさい農業協同組合甘藷部会連絡会①	茨城県
		農家ソムリエーズ①	徳島県
	玉ねぎ	有限会社南橋商事①	鹿児島県、宮崎県
		ホクレン農業協同組合連合会②	北海道
		メロン	静岡県温室農業協同組合クラウンメロン支所①

花き（3産地）

	切り花	愛知みなみ農業協同組合②	愛知県
	盆栽	赤石五葉松輸出振興組合①	愛媛県、香川県
		高松盆栽輸出振興会①	香川県

茶（8産地）

		オーガニックティーミヤザキ①	宮崎県
		鹿児島県経済農業協同組合連合会②	鹿児島県
		株式会社大石茶園①	福岡県、静岡県、三重県、京都府、熊本県、宮崎県、鹿児島県
	茶	株式会社流通サービス①	静岡県
		株式会社まるゑい②	三重県
		京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会 宇治茶部会①	京都府
		静岡オーガニック抹茶株式会社①	静岡県
		丸山製茶株式会社①	静岡県

米（6産地）

		株式会社百笑市場①	茨城県
	米	全国農業協同組合連合会滋賀県本部（JA全農しが）②	滋賀県
		新潟クボタグループ（新潟クボタ・新潟農商）②	新潟県
		ホクレン農業協同組合連合会②	北海道
		みな穂農業協同組合②	富山県
		みやぎ登米農業協同組合①	宮城県

水産物（12産地）

		愛育フィッシュ輸出促進共同企業体②	愛媛県
		東町漁業協同組合②	鹿児島県
		大分県漁業協同組合②	大分県
	ぶり	尾鷲物産株式会社②	三重県、愛媛県、高知県、香川県
		グローバル・オーシャン・ワークスグループ②	鹿児島県
		三重県漁業協同組合連合会②	三重県、鹿児島県、長崎県、愛媛県
		愛育フィッシュ輸出促進共同企業体②	愛媛県
	たい	愛南漁業協同組合②	愛媛県
	牡蠣	株式会社播磨灘②	兵庫県
	カンパチ	垂水市漁業協同組合②	鹿児島県
	クロマグロ	辻水産株式会社②	愛媛県
	シマアジ	愛育フィッシュ輸出促進共同企業体②	愛媛県

畜産物（21産地）		
牛肉	秋田牛輸出促進コンソーシアム①	秋田県
	カミチク食肉輸出コンソーシアム①	鹿児島県
	黒樺牛輸出促進コンソーシアム②	熊本県、宮崎県、鹿児島県、大分県
	J A食肉かごしま輸出コンソーシアム①	鹿児島県
牛肉	スターゼンミートコンソーシアム①	鹿児島県、宮崎県
	ブランドおおい輸出促進協議会畜産部会②	大分県
	ホクレン食肉輸出コンソーシアム②	北海道
	宮崎県牛肉輸出コンソーシアム②	宮崎県
牛肉	山形県食肉流通・輸出促進コンソーシアム①	山形県
	和牛マスター輸出拡大コンソーシアム②	兵庫県、北海道、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、滋賀県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県
豚肉	ホクレン食肉輸出コンソーシアム②	北海道
	オヤマ輸出コンソーシアム①	岩手県
鶏肉	徳島県阿波尾鶏ブランド確立対策協議会①	徳島県
	株式会社エムイーシーフーズ①	千葉県
鶏卵	株式会社トマル①	群馬県、栃木県
	JA全農たまご株式会社①	青森県、岩手県、大分県、福岡県、鹿児島県
牛乳乳製品	熊本県酪農業協同組合連合会②	熊本県
	大山乳業農業協同組合②	鳥取県
	北海道乳業株式会社輸出促進協議会②	北海道
	雪印メグミルクコンソーシアム②	北海道
牛乳乳製品	よつ葉輸出促進協議会②	北海道

製材（1産地）		
製材	桑原木材株式会社②	愛知県、岐阜県、三重県、長野県
※ ①：第1回認定産地、②：第2回認定産地		
【フラッグシップ輸出産地動画リンク】⇒		



フラッグシップ輸出産地向け優遇措置（R8 予算概算要求）



Flagship Export Region
JAPAN
フラッグシップ輸出産地

優先枠の設定

サプライチェーン連結強化プロジェクト

国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援。

▶ フラッグシップ輸出産地を含むコンソーシアムに優先枠を設置

補助上限額の上乗せ

グローバル産地づくり推進事業のうち大規模輸出産地モデル形成等支援事業

地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化するとともに、海外の規制・ニーズに対応するための生産・流通体系の転換に取り組む大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等を支援。

▶ 更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合、補助上限を引き上げて支援

食料システム構築計画のみなし認定

食料システム構築支援タイプ（強い農業づくり総合支援交付金）

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、食料システムを構築するため、ソフト支援から農業施設整備までを一体的に支援。

▶ フラッグシップ輸出産地における輸出事業計画の認定を受けている者については、事業実施に際して必要となる「食料システム構築計画」の承認を受けたこととみなす

優先採択（ポイント加算等）

1 みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

◎ グリーンな生産体系加速化事業

グリーンな栽培体系への転換に向けた、①検証・普及を加速化するべき環境にやさしい栽培技術の検証、②技術の速やかな普及に向け複数の産地で実施する検証を支援。

◎ 有機農業拠点創出・拡大加速化事業

地域ぐるみで生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出に向けた取組を支援。

2 ○データ駆動型農業の実践体制づくり支援

データに基づき栽培技術・経営の最適化を図る「データ駆動型農業」の実践を促進するため、産地としての取組体制の構築、データ収集、分析機器の活用、新規就農者の技術習得等を支援。

3 ◎オープンイノベーション研究・実用化推進事業

国の重要政策の推進や現場課題の解決に資する研究成果を創出し、社会実装を加速するため、産学官が連携して取り組む基礎研究や実用化研究を支援。

4 ◎農業農村整備事業

農業の構造転換や国土強靱化等を図るため、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化等を推進。

5 ◎農業農村整備関連事業（大区画化等加速化支援事業）（新規）

農業構造転換集中対策期間において、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組に加え、巨大区画化等の効果検証及びその横展開の取組等を支援。

6 ◎農業農村整備関連事業（農地耕作条件改善事業）

地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換等に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援。

7 ◎農業農村整備関連事業（畑作等促進整備事業）

畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援。

8 ◎農地利用効率化等支援交付金

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要となる農業用機械・施設の導入を支援。

9 ◎集落営農連携促進等事業

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併による、広域展開での効率的な生産・販売体制の確立等に向けた取組を支援。

10 持続的生産強化対策事業のうち

◎ 果樹農業生産力増強総合対策

省力的な樹園地への改植・新植等の取組を支援するほか、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等の取組を支援。

◎ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

茶、薬用作物、甘味資源作物等の地域特産作物について、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援。

◎ ジャパンフラワー強化プロジェクト推進

需要に合わせた安定生産に向け、高温障害を回避・軽減する技術、高温耐性・病害虫抵抗性品種への転換に係る実証、花き業界関係者の情報連携に向けた取組、新たな需要開拓・利用拡大の取組等を支援。

◎ 時代を拓く園芸産地づくり支援

作柄安定技術や新たな流通方式の導入、周年安定供給体制の構築、流通合理化に向けた施設整備等を支援。

※ ◎ 輸出事業計画の認定を受けた者に対する優遇措置（ポイント加算、要件化等）があり、フラッグシップ輸出産地に対しても優遇措置を設ける事業 ○ それ以外の事業

優先採択（ポイント加算等）

- 11 ◎ **新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうちフードテックビジネス実証事業**
民間団体等が行う社会課題の解決につながるフードテックを活用したビジネスモデルの実証、及びフードテックに取り組む事業者の横展開を図るための情報発信等の取組を支援。
- 12 ◎ **食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業**
畜産農家、食肉処理施設、食肉流通事業者からなるコンソーシアムが作成する計画に基づく食肉処理施設の再編や高度な加工処理、省力化のための設備導入等を支援。
- 13 ◎ **輸出環境整備推進事業のうち輸出先国規制対応支援事業**
輸出拡大に繋がる国際的に通用する認証等の新規取得の取組について支援。
- 14 ◎ **食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業**
輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、製造・加工、流通等の施設の新設及び改修、機器の整備に係る経費を支援。
- 15 ◎ **米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援のうち、新市場開拓用米の販売拡大の取組**
G F Pに登録している戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地等が連携して、海外の業務用需要等の新たな市場開拓のための取組を支援。
- 16 ◎ **米・米加工品輸出拡大推進事業（新規）**
日本産米・米加工品の更なる輸出拡大に向け、進出候補先国・地域の調査や海外需要開拓・定着、新たな輸出産地の形成等の取組を支援。
- 17 ◎ **植物品種等海外流出防止・活用推進総合対策事業**
海外での品種登録（育成者権の取得）に係る経費を支援。
- 18 ◎ **ブランド・GI推進事業（新規）**
地理的表示（GI）や商標等によりブランドを保護・活用するモデル的な取組を支援。
- 19 ◎ **地域資源活用価値創出推進・整備事業（インバウンド食関連消費拡大型）（新規）**
農泊地域と輸出産地等が連携した広域的な取組に対し、食材や歴史・自然等を活用した地域のストーリーづくり、観光コンテンツ等の国外への情報発信、ガイドの育成・確保、食関連施設の整備等を一体的に支援。
- 20 ◎ **森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち森林集約・循環成長対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策**
木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化等に資する施設整備を総合的に支援。
- 21 ○ **スマート農業技術の開発・供給促進事業のうちスマート生産方式SOP作成研究**
スマート農業技術の導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等を検証し、標準化する取組を支援。

フラッグシップ輸出産地向け優遇措置（R7年度当初予算）



優先枠の設定

サプライチェーン連結強化プロジェクト（新規）

国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援。

▶フラッグシップ輸出産地を含むコンソーシアムに優先枠を設置

補助上限額の上乗せ

グローバル産地づくり推進事業のうち大規模輸出産地モデル形成等支援事業

地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化するとともに、海外の規制・ニーズに対応するための生産・流通体系の転換に取り組む大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等を支援。

▶更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合、補助上限を引き上げて支援

食料システム構築計画のみなし認定

食料システム構築支援タイプ（強い農業づくり総合支援交付金）（新規・拡充）

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、食料システムを構築するため、ソフト支援から農業施設整備までを一体的に支援

▶フラッグシップ輸出産地における輸出事業計画の認定を受けている者については、事業実施に際して必要となる「食料システム構築計画」の承認を受けたこととみなす

優先採択（ポイント加算等）

1 みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

◎ グリーンな栽培体系加速化事業

グリーンな栽培体系への転換に向けた、①検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術の検証、②技術の速やかな普及に向け複数の産地で実施する検証を支援。

◎ 有機農業拠点創出・拡大加速化事業

地域ぐるみで生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出に向けた取組を支援。

2 ○データ駆動型農業の実践体制づくり支援

データに基づき栽培技術・経営の最適化を図る「データ駆動型農業」の実践を促進するため、産地としての取組体制の構築、データ収集、分析機器の活用、新規就農者の技術習得等を支援。

3 ◎オープンイノベーション研究・実用化推進事業

国の重要政策の推進や現場課題の解決に資する研究成果を創出し、社会実装を加速するため、産学官が連携して取り組む基礎研究や実用化研究を支援。

4 ◎農業農村整備事業

競争力強化のための農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化等を推進。

5 ◎農業農村整備関係事業（農地耕作条件改善事業）

地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換等に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援。

6 ◎農業農村整備関係事業（畑作等促進整備事業）

畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援。

7 ◎農地利用効率化等支援交付金

地域計画の目標地図に位置付けられた者が経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援。

8 ◎集落営農連携促進等事業

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併に向けたビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組（雇用、法人化、共同利用機械等の導入等）を支援。

9 持続的生産強化対策事業のうち

◎ 果樹農業生産力増強総合対策

省力的な樹園地への改植・新植等の取組を支援するほか、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等の取組を支援。

◎ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

茶、薬用作物、甘味資源作物等の地域特産作物について、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援。

◎ ジャパンフラワー強化プロジェクト推進

花き流通の効率化、産地の課題解決に必要な技術導入、需要のある品目への転換や導入、新たな需要開拓、利用拡大に向けたPR活動等を支援。

10 ◎新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうちフードテックビジネス実証事業

民間団体等が行う社会課題の解決につながるフードテックを活用したビジネスモデルの実証、及びフードテックに取り組む事業者の横展開を図るための情報発信等の取組を支援。

11 ◎食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業

畜産農家、食肉処理施設、食肉流通事業者からなるコンソーシアムが作成する計画に基づく食肉処理施設の再編や高度な加工処理、省力化のための設備導入等を支援。

12 ◎輸出環境整備推進事業のうち輸出先国規制対応支援事業

輸出拡大に繋がる国際的に通用する認証等の新規取得の取組について支援。

13 ◎食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、製造・加工、流通等の施設の施設の新設及び改修、機器の整備に係る経費を支援。

14 ◎米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援のうち、新市場開拓用米の販売拡大の取組

G F Pに登録している戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地等が連携して、海外の業務用需要等の新たな市場開拓のための取組の推進。

15 ◎植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業

品種登録（育成者権の取得）や国内外の侵害対策等に係る経費を支援。

フラッグシップ輸出産地向け優遇措置（R6年度補正予算）



優先枠の設定

サプライチェーン連結強化緊急対策

輸出拡大が見込まれる品目を主とした取組を対象に、非日系市場等への輸出に向け、国内生産者と現地系販売事業者等をつなぐ一気通貫した商流づくりを推進する取組を支援。

▶フラッグシップ輸出産地を含むコンソーシアムに優先枠を設置

優先採択（ポイント加算等）

1 グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち

◎ 青果物輸出産地体制強化加速化事業

産地と輸出事業者が連携して行う取組に対し、植物検疫条件や残留農薬基準等に対応した生産体制の強化や、輸出先国・地域までの品質の保持に向けた流通体制の強化、産地間連携に向けた合意形成を図る取組等に係る費用を支援。

◎ 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業

農産物等輸出の拡大に向けて、農業者等が行う有機JAS認証、GAP等認証の取得、輸出向け商談等を支援。

◎ 水産エコラベル認証取得支援事業

資源管理や環境配慮への取組を証明する水産エコラベル認証の取得を促進する取組を支援。

◎ 輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業

食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者が、輸出先国が定める輸入条件への対応並びに輸出向けHACCP等の認定・認証取得に必要な施設や機器の整備及び体制整備をする際に要する経費（コンサルティング経費等）を支援する。

2 輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立緊急対策のうち

◎ 水産物輸出加速化連携推進事業

生産・加工・流通・販売にわたる関係者の連携体制の構築・強化、付加価値向上・省力化等のための機材・機器、情報共有システム整備等、商品開発や販売ルート開拓に対して支援。

3 輸出環境整備緊急対策事業のうち

◎ 国際的に通用する認証等取得緊急支援事業

輸出先国の消費者や取引先等から求められる国際的に通用する認証等の新規取得の取組に対して支援。

◎ コメ・コメ加工品規制対応緊急対策事業

①精米輸出に必要なくん蒸や残留農薬・重金属検査等、コメ・コメ加工品の輸出に際して必要となる規制対応のための取組等の推進②海外実需者が求める、輸出先国が求める規制より厳しい要件に対応するための取組の推進等を支援。

◎ 植物品種等海外流出防止緊急対策事業

海外における知的財産の取得や侵害への対策に必要な費用を支援。

◎ 模倣品等対策事業

我が国の農林水産物・食品の海外における模倣品の調査、侵害事例に応じた対策に係る助言を行う。

4 ◎ 新市場開拓プロジェクト事業のうちコメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業

① 戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地（産地）等が連携して取り組む海外需要開拓及びプロモーションの推進、②海外需要に応える環境整備のための実証を支援。

補助上限額の上乗せ

1 GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト

海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を集中的に支援。

▶フラッグシップ輸出産地が更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合、補助上限を引き上げて支援

2 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業

生産から輸出まで一貫した輸出促進を図る体制（コンソーシアム）が実施する商談や産地の特色を活かしたプロモーション等の取組を支援。

▶事業の上限額の優遇

5 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち

◎ グリーンな栽培体系加速化事業

グリーンな栽培体系への転換に向けた、①検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術の検証、②技術の速やかな普及に向け複数の産地で実施する検証を支援。

◎ 有機農業拠点創出・拡大加速化事業

地域ぐるみで生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出に向けた取組を支援。

6 ○ スマート農業技術開発・供給加速化緊急総合対策のうち スマート生産方式SOP作成研究

スマート農業技術の導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等を検証し、標準化する取組を推進。

7 ◎ 農産物等輸出拡大施設整備事業

「強い農林水産業」の構築に向け、国産農畜産物の輸出促進の取組に必要な輸出対応型の集出荷貯蔵施設や処理加工施設等の整備を支援。

8 ◎ 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業

食肉処理施設の再編等や輸出拡大に必要な施設の整備、乳製品加工施設の高度化等により、国産畜産物の流通構造の高度化や輸出促進等を支援。

9 ◎ 担い手確保・経営強化支援事業

国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする地域の中核となる担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援するとともに、地域計画の早期実現に向け、担い手が農地引受力の向上等に取り組む場合の支援を充実。

10 ◎ 産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（果樹・茶）

需要の変化に対応した新品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の取組を支援。

11 林業・木材産業国際競争力強化総合対策

◎ うち木材製品等の輸出支援対策のうち輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援事業

輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証等を支援。

※ ◎ 輸出事業計画の認定を受けた者に対する優遇措置（ポイント加算、要件化等）に加えて、フラッグシップ輸出産地に対し、追加的に優遇措置を設ける事業
○ それ以外の事業

農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）の取組

- GFP（ジー・エフ・ピー）**は、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称。
農林水産省が推進する**日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト**。
- 平成30年8月31日に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図る
「**GFPコミュニティサイト**」を立ち上げ。
- 当該サイトに登録した者を対象に、専門家による輸出診断、事業者同士のマッチング、セミナーの開催や、
規制など輸出に関する各種情報提供等の支援を実施。



GFP登録者へのサービス提供

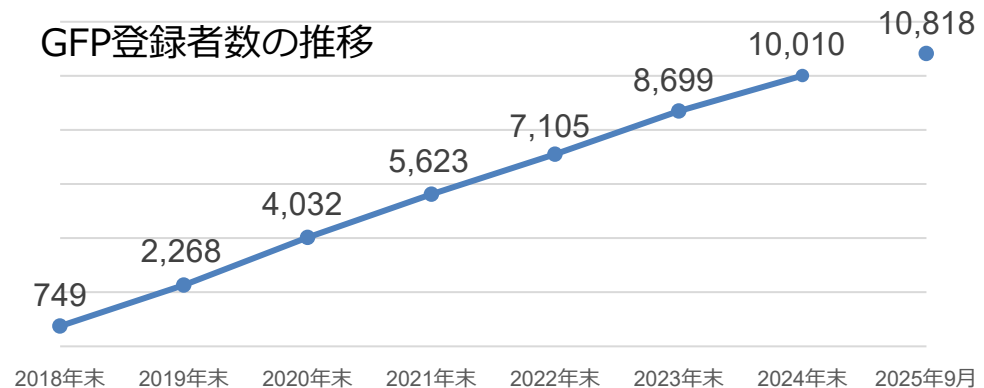
- 農林漁業者・食品事業者へのサービス**
 - ・ 専門家による無料の輸出診断
 - ・ GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
 - ・ GFPビジネスパートナーの紹介等による支援
 - ・ 輸出のための産地づくりの計画策定の支援
 - ・ メンバー同士の交流イベントの参加
 - ・ 規制情報等の輸出に関連する情報の提供
 - ・ セミナー等を通じたGFP登録者の優良事例の共有
 - ・ 過去のセミナー動画のアーカイブ化による輸出ノウハウの提供
- 輸出商社・バイヤー・物流企業へのサービス**
 - ・ GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
 - ・ GFPビジネスパートナーの紹介等による支援
 - ・ メンバー同士の交流イベントの参加
 - ・ 規制情報等の輸出に関連する情報の提供
 - ・ セミナー等を通じたGFP登録者の優良事例の共有
 - ・ 過去のセミナー動画のアーカイブ化による輸出ノウハウの提供

GFPの登録状況（9月末時点）

GFP登録者の内訳

区分	登録者数
農林水産物食品事業者	6,006
流通事業者、物流事業者	4,812
合計	10,818

GFP登録者数の推移



国内から現地まで一貫してつなぐ戦略的なサプライチェーンの構築

- 2030年 5兆円目標に向け、新たな食料・農業・農村基本計画に掲げる「**初動 5年間で**の農業の構造転換の集中的な推進」として、マーケットインの発想で**大規模に安定的・継続的な輸出に取り組む産地の拡大・発展**を強力に進め、これらの産地が農林水産物の**輸出の大宗を占める構造**を構築
- そのため、大規模な輸出産地の更なる発展に向けた、新たなサプライチェーン構築に向けた**モデル的な取組を支援し**、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）による情報発信・伴走支援によりその横展開を推進

食料・農業・農村基本計画の目標

農林水産物・食品の輸出額 1.5兆円（2024年） → **【目標】2030年 5兆円**
大規模に農畜産物の輸出に取り組む産地数 65産地（2024年） → **【KPI】2030年 259産地***
〔259輸出産地の育成により、これらの産地が農畜産物の輸出目標額の過半を輸出することを目指す〕

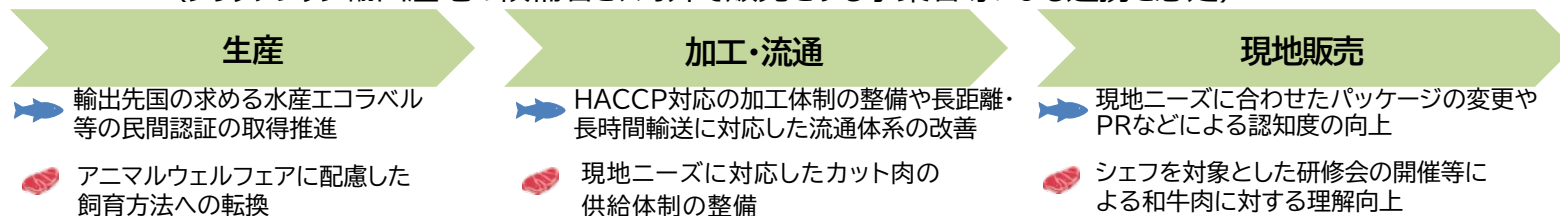
※ 目標・KPIの達成状況を毎年検証し施策を改善

* 水産物については輸出産地を9産地（2024年）から、22産地（2030年）に増加させることを目指す

「サプライチェーン連結強化プロジェクト事業」による大規模輸出産地の更なる発展

【事業目的】 生産・加工・流通・現地販売それぞれの段階のボトルネックを解消するための実証を一気通貫で支援

【対象者】 生産段階を含む複数の事業者が構成するコンソーシアム
（フラッグシップ輸出産地の候補者と、海外で販売をする事業者等による連携を想定）



【今後の取組方針】

①食品企業の**海外展開**、②生産・流通の課題解決につながる**先端技術の活用**等と一体的な新規商流づくりの取組を強化

(参考) 戦略的なサプライチェーンの構築に向けた取組事例

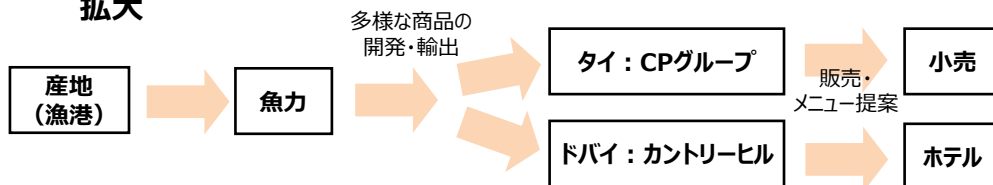
現地大手商流の開拓支援 (R6補正)

※下線は補助対象

(株)魚力によるブリ・マグロ等の輸出

- スキンバックを活用したローカル消費者向けの新商品の開発、保冷剤の効率的利用による低コストコールドチェーンの確立、QRコードを活用したトレーサビリティ担保の仕組み構築等に対するモデル実証支援

➡ タイやドバイの現地小売や高級ホテルチェーンでのタイ・マグロの販売を拡大



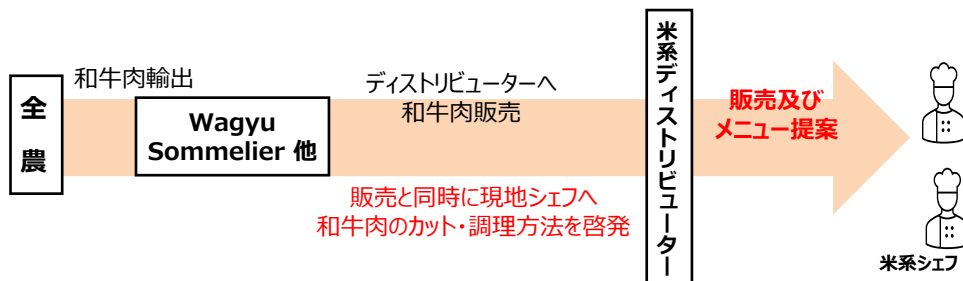
※ サプライチェーン全体でトレーサビリティ・コールドチェーンを確保

成果目標 輸出額: 0.1億円 (R6年度) → 1.6億円 (R12年度)

全農による牛肉の輸出

- 全農が、JAグループの現地ネットワークを活用し、Wagyu Sommelier等の和牛肉販売/コンサルタント会社を通じて行う、和牛肉に関するエデュケーションやプロモーション等に対するモデル実証支援

➡ 米系ディストリビューター、レストランへの和牛肉の販売を拡大



成果目標 輸出額: 0.2億円 (R6年度) → 9.7億円 (R12年度)

輸出拡大に資する新たな技術開発支援(SBIR*で採択)

*スタートアップの持つ技術を社会実装に繋げるため、その大規模技術実証等を支援

ZEROCO(株)

- 自社の革新的な鮮度保持技術の大規模技術実証を支援し、生鮮食品の輸出に当たっての流通面での課題の解決にチャレンジ

➡ 世界へ高品質な日本の食を継続的に輸出する画期的なサプライチェーンを構築

成果目標

2032年度での売上増加額347億円
(採択金額の10倍以上) を達成



(株)ノベルジェン

- 自社の陸上での短期肥育技術の大規模技術実証を支援し、カキの身入りが安定しないといった生産面の課題の解決にチャレンジ

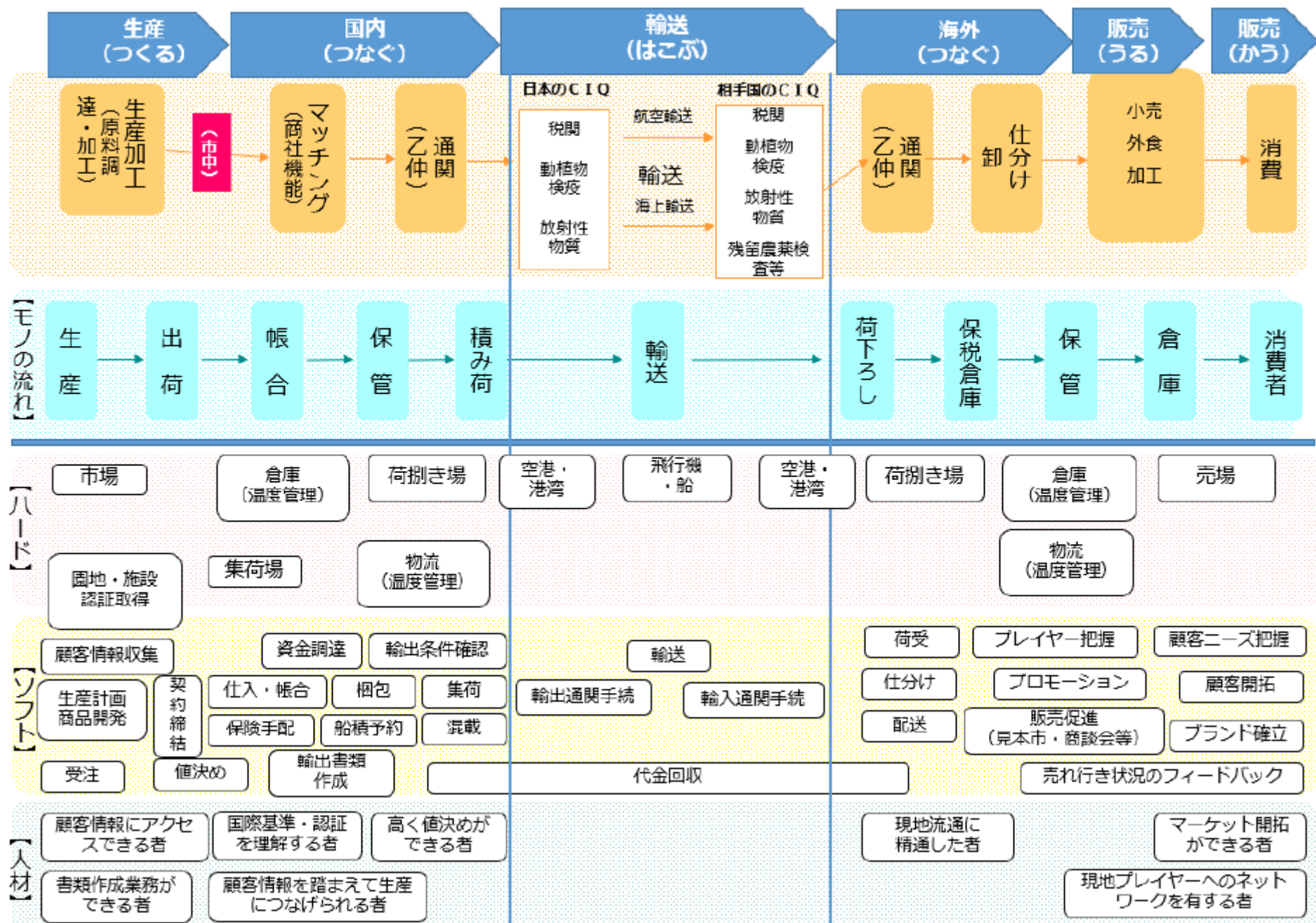
➡ 高品質なカキを安定的に輸出するサプライチェーンを構築

成果目標

日本の生食用カキ輸出市場
(2027年度:99億円) の
約1%の市場獲得



輸出の流れと必要な機能



制度資金（農林水産物・食品輸出基盤強化資金）による支援

- 輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押しするため、制度資金を創設。
- ポイントは、
 - ① 輸出促進を目的に、**多用途にわたって有利に融資を受けられる独立の資金。**
 - ② **非食品の品目もカバーし、長期運転資金や海外子会社への転貸も可能にするなど多様なニーズに対応。**
 - ③ **償還期限は25年以内のため大規模投資に対応。**

資金の概要

- 1 貸付対象者** 認定輸出事業者（農林水産事業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者等）
- 2 貸付限度額** 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額（民間金融機関との協調融資を想定）
- 3 資金使途** 改正輸出促進法に基づく認定輸出事業計画に従って実施する事業であって次に掲げるもの
 - ① 農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修費用
例：EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用、ハラールに対応した食肉処理施設の整備費用、添加物等のコンタミネーションを防止するための製造ラインの増設費用
 - ② 長期運転資金
例：商品の試作品の製造費用、市場調査やニーズ調査に係る費用、サンプル輸出や商談会への参加に係る費用、プロモーション活動費、製造ライン本格稼働までに必要な増加経費（原材料費、人件費など）
 - ③ 海外子会社等への出資・転貸に必要な資金
（転貸に必要な資金の使途は①・②。）
- 4 償還期限**
25年以内（うち据置期間3年以内）
（中小企業者は、10年超25年以内）



※民間金融機関から保証付き借入れをする場合、農林水産省の予算事業により、支払った保証料のうち、借入当初から5年間、保証料の1/2相当額の支援が受けられます。

農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の措置（租税特別措置法にて別途措置）

- 農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押し。

特例の概要

- 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、認定輸出事業者が輸出事業計画に従って機械装置、建物等の取得等をした場合、これらの資産について、
 - ① 機械装置は30%、
 - ② 建物及びその附属設備並びに構築物は35%の割増償却を5年間行うことができる。

特例の要件

- ① 導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること
- | 年度 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 割合 | 15% | 20% | 25% | 30% | 40% | 50% |
- ② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと
 - ③ 農林水産物又は食品の輸出の促進を目的とした国の補助金、給付金、又は交付金を受けた資産ではないこと
 - ④ 開発研究用資産ではないこと

割増償却の効果

- 2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合、設備導入後5年間に於いて、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年※1の割増償却が可能となり、**約139万円/年※2の法人税が軽減。**

※1 普通償却額（2,000万円）×割増償却率（30%）＝600万円
※2 割増償却額（600万円）×法人税率（23.2%）≒139万円

特例の適用イメージ

